

射水市教育振興基本計画

豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、
射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり

平成27年2月

射水市教育委員会

目次

| | | |
|------|----------------------|------|
| 第1章 | 計画の策定にあたって | P 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | |
| 2 | 計画の位置付け | |
| 3 | 計画期間 | |
| 第2章 | 本市の概況と教育を取り巻く動向 | P 3 |
| 1 | 概況 | |
| 2 | 本市教育を取り巻く動向 | |
| 第3章 | 教育の目標 | P 7 |
| 1 | 計画の基本理念と基本目標 | |
| 2 | 施策の体系 | |
| 第4章 | 施策の展開 | P 9 |
| 1 | 基本的施策 | |
| (1) | 確かな学力の定着 | P 9 |
| (2) | 心身ともに健やかな子どもの育成 | P 11 |
| (3) | 特別支援教育の充実 | P 16 |
| (4) | 郷土愛を育む教育の推進 | P 17 |
| (5) | 安全教育の推進 | P 18 |
| (6) | グローバル人材育成のための基盤づくり | P 19 |
| (7) | 信頼される教育の推進 | P 20 |
| (8) | 幼児教育の充実 | P 21 |
| (9) | 学校施設の整備推進 | P 22 |
| (10) | 家庭における教育の充実 | P 23 |
| (11) | 地域における教育の充実 | P 25 |
| (12) | 生涯学習推進体制の充実 | P 25 |
| (13) | 生涯学習関連施設の充実 | P 28 |
| (14) | 芸術文化活動の推進 | P 29 |
| (15) | 芸術文化施設の充実 | P 31 |
| (16) | 文化財の保存と活用 | P 31 |
| (17) | スポーツ・レクリエーション活動の推進 | P 33 |
| (18) | スポーツ・レクリエーション施設の整備 | P 36 |
| 第5章 | 計画の推進に向けて | P 37 |
| 1 | 計画の実効性の確保 | |
| 2 | 計画の周知と各種情報の収集・発信 | |
| 3 | 市長等関係部局との連携 | |
| | 射水市教育振興基本計画策定懇話会委員 | P 38 |
| | 射水市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱 | P 39 |
| | 射水市教育振興基本計画策定の経過 | P 40 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、平成18年に改正された教育基本法では、人格の完成や個人の尊厳などの普遍的な理念を継承しつつ、「知・徳・体の調和、自立心」、「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」が明確にされました。

また、改正教育基本法の理念の実現に向けて、平成20年には政府として初めての教育に関する総合的な計画として「教育振興基本計画」が閣議決定され、平成25年6月には、第2期教育振興基本計画が閣議決定されました。

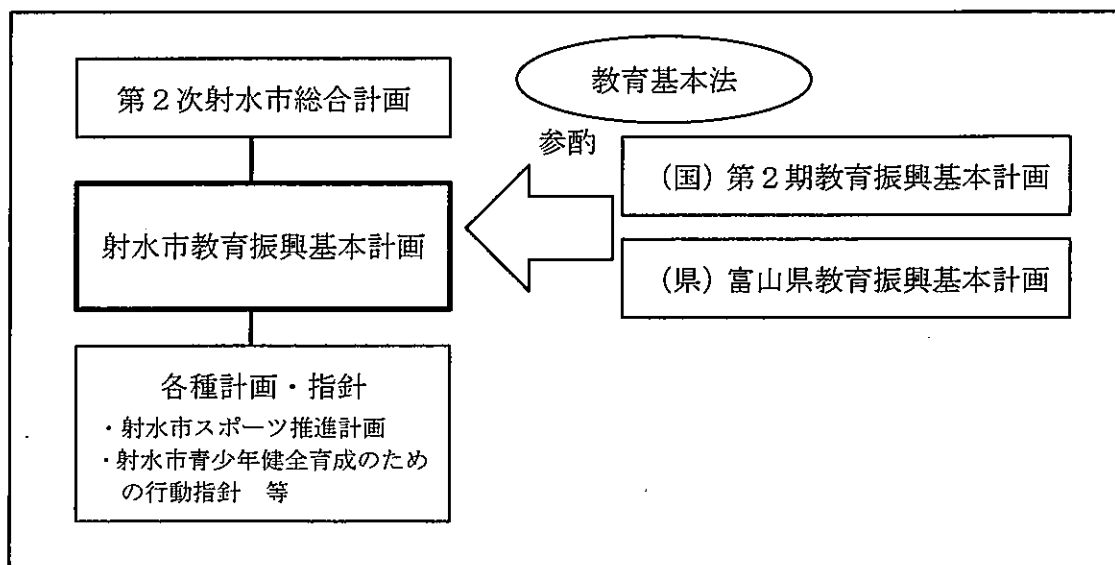
そして、地方公共団体においても、国の計画を参酌してそれぞれの実情に応じた基本的な計画の策定に努めることが規定されており、富山県においても、平成25年9月に「富山県教育振興基本計画」が策定されました。

本市では、これまでも市総合計画に基づき、計画的に様々な教育施策を実施し、その成果に係る点検・評価を実施してきました。

このたび、国の第2期教育振興基本計画や富山県教育振興基本計画の策定を受け、本市総合計画の方向性を踏まえつつ、中長期的な視点から取り組むべき教育施策の全体像、体系を明らかにし、教育の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として「射水市教育振興基本計画」を策定することとしました。

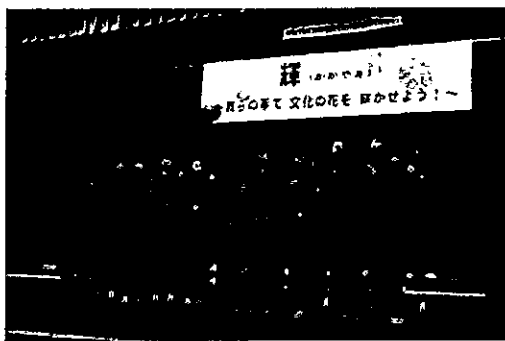
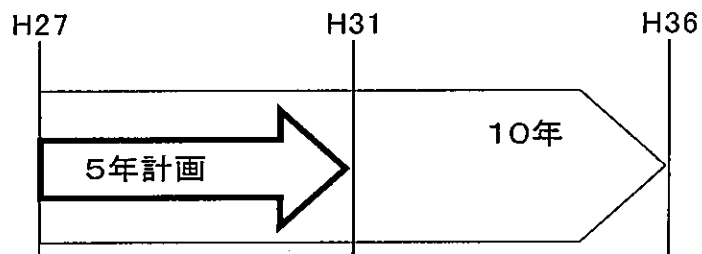
2 計画の位置付け

この計画は、本市が進める教育施策の基本的方向や目標を示すものであり、教育基本法の第17条第2項の教育振興基本計画に位置付けられます。国の第2期教育振興基本計画及び富山県教育振興基本計画を参酌し、射水市総合計画や関連する計画及び方針との整合性を図りながら、概ね10年先を見通して本市が目指す目標や施策の方向などを示し、施策や取組を体系的に整理した、教育に関する基本的な計画です。



3 計画期間

概ね10年を見通しながら、平成27年度から31年度までの5年間とします。



*中学校学習（文化活動）発表会



*市民体育大会 総合開会式

第2章 本市の概況と教育を取り巻く動向

1 概況

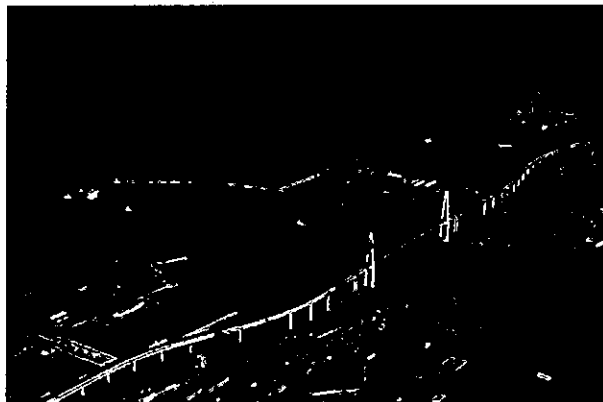
富山県のほぼ中央に位置しており、北は富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。

本市域は、東西10.9キロメートル、南北16.6キロメートルで、総面積は109.18平方キロメートルとなっており、県土面積の約2.6パーセントを占めています。本市は、広大な射水平野に、南部には射水丘陵があり、標高は海拔0メートルから140.2メートルとなっています。市内には、庄川、和田川、下条川、放生津内川等の河川があり、富山湾へ注いでいます。

市域は、庄川、神通川の土砂のたい積によって形成された三角州状の低平な地形からなる平野部と丘陵地で構成されており、四季折々において彩り豊かな自然がみられます。

また、日本海側のほぼ中央に位置し、国際拠点港湾である伏木富山港新湊地区(富山新港)や北陸自動車道小杉インターチェンジを有していることから、環日本海交流の拠点として、いわば360度の交流・連携を可能とする優位性を持っています。

平成27年3月、北陸新幹線の開業に伴い、首都圏との交通の利便性が向上し、観光の振興や交流の促進、並びに産業の振興や地域活性化が期待されます。



2 本市教育を取り巻く動向

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

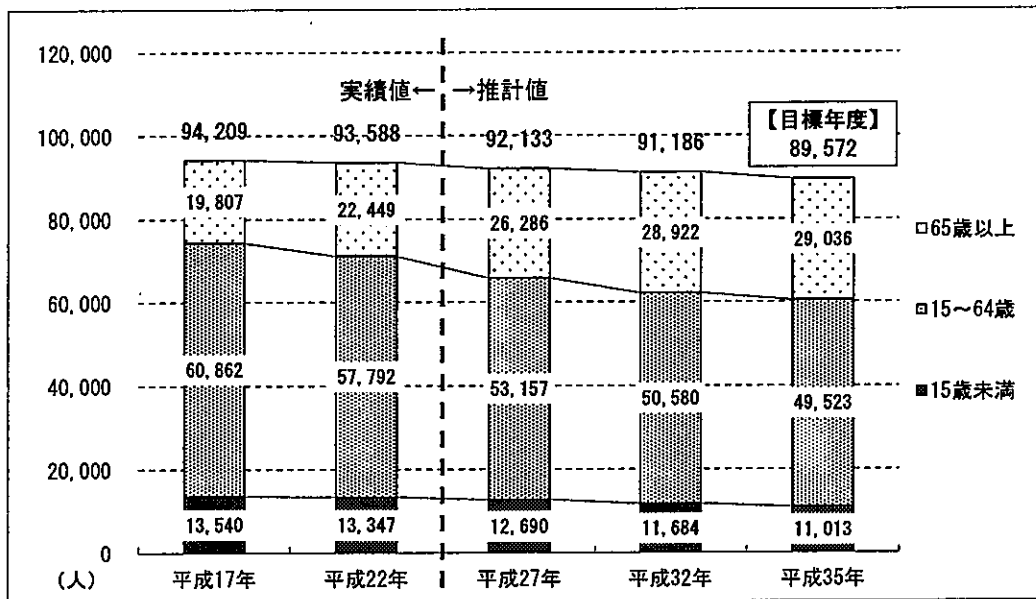
本市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地区別将来推計人口(平成25年3月推計)」に基づく試算によると、平成35年には9万人を割り、平成52年には8万人を割り、約7万7千人になると推計されています。

人口減少は、人口規模の縮小だけでなく、高齢者人口の増加、年少人口、生産年齢人口の減少といった人口構造そのものに不均衡を生じさせます。

また、未婚化・晩婚化などを背景に、出生数が減少し、更なる少子化の進行が予想されます。

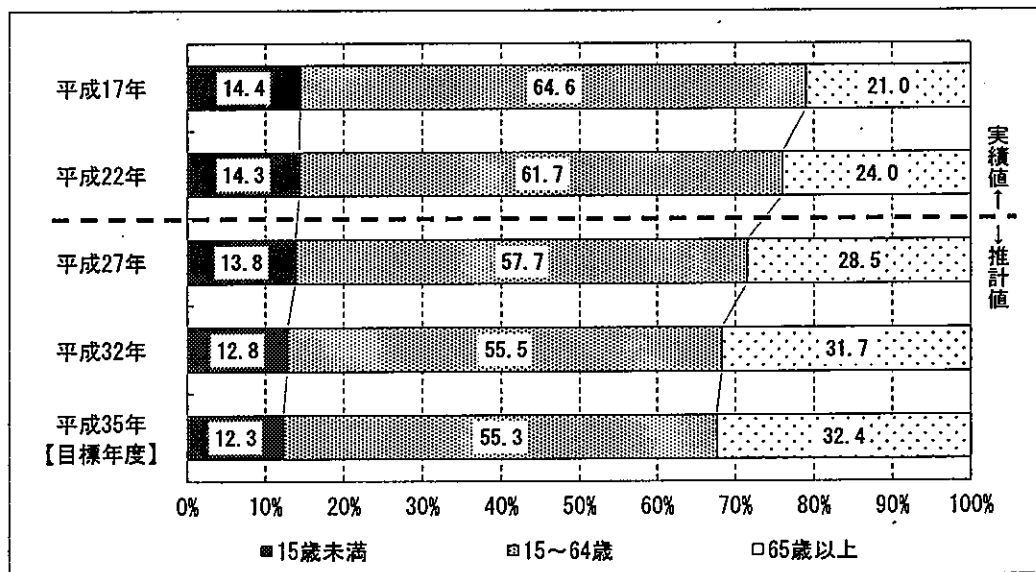
小中学校児童生徒数についても、ともに減少傾向にあり、平成26年度と平成32年度見込みを比較すると875人(10.7%)の減少が見込まれます。

□ 人口の推移



- ※ 平成17年及び平成22年の実績値は国勢調査による
- ※ 平成27年以降の推計値は、平成17年及び平成22年の国勢調査の結果を基準としたコーホート要因法による
- ※ 推計には、「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の生残率、子ども女性比、0～4歳性比の射水市の値を採用し、純移動率には、射水市の実績を基に算出した値を採用

□ 年齢3区分別人口割合の推移



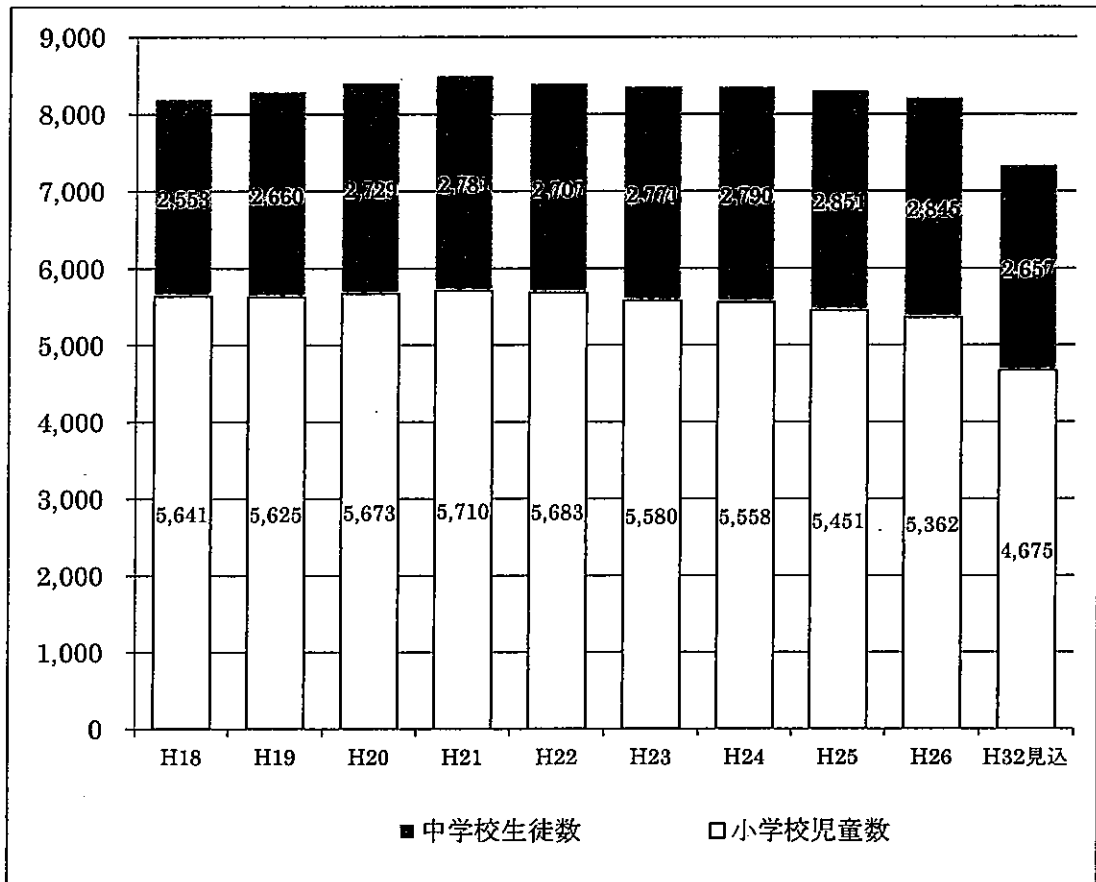
- ※ 平成17年及び平成22年の実績値は国勢調査による
- ※ 平成27年以降の推計値は、人口推計結果による

射水市総合計画では、平成35年度の目標人口を90,000人、世帯数を31,700世帯としています。

□射水市立小中学校児童生徒数の推移及び見込み

各年5月1日現在

(単位 人)

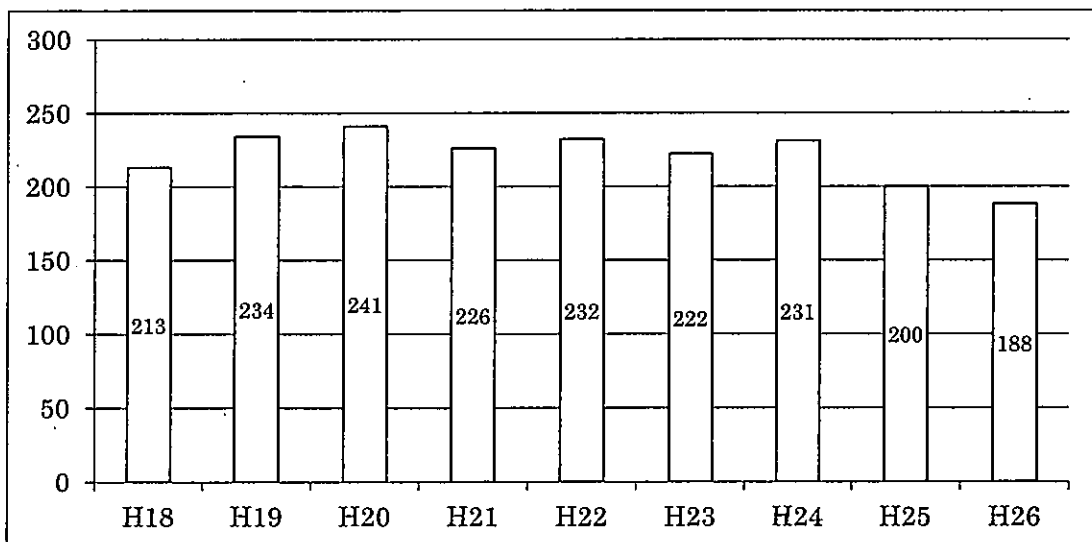


| 区分 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H32見込 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小中学校合計 | 8,194 | 8,285 | 8,402 | 8,491 | 8,390 | 8,351 | 8,348 | 8,302 | 8,207 | 7,332 |

□射水市立幼稚園児数の推移

各年5月1日現在

(単位 人)



(2) 価値観やライフスタイルの多様化

社会環境の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルはますます多様化しており、「物質的な豊かさ」から精神的な安らぎや潤いのある生活などといった「心の豊かさ」を重視する傾向が強くなっています。

また、人口の流動化や核家族化の進展などによって、人間関係や地域社会への関心の希薄化、コミュニティの弱体化に伴う社会的孤立が大きな課題となっていますが、一方では、東日本大震災を契機として、人と人との絆や地域コミュニティによる支え合いの大切さが再認識されており、身近な地域社会での活動を通して、自らが主体的にまちづくりに関わっていこうとする意識も広がりつつあります。

こうした中で、市民ニーズも複雑多様化・高度化していることから、個性や能力を生涯にわたって十分に発揮できる社会の形成が求められており、教育の果たす役割は重要性を増しています。

(3) 国際化の進展

本市では、伏木富山港（富山新港）の優れたポテンシャルを生かした産業の振興を図るとともに、環日本海交流のゲートウェイとしての役割を担う地域として、国際化に対応したまちづくりを推進する必要があります。

また、市内に在住する外国人の数が、近年、飛躍的に増加していることから、国際化は、日常生活に大変身近なものとなっており、諸外国の文化の異なる相手について理解し、尊重する能力と姿勢を養うことが求められています。このような状況の中、教育機関や国際交流団体を中心として、国際感覚に優れた人材の養成や国際化の進展に対応できる基盤を整備する必要があります。

(4) 情報通信技術の進歩

インターネットをはじめとする情報通信技術は急速に発展するとともに、普及が進み、働き方や消費者行動など日常生活の様々な面で大きな影響を及ぼしています。また、スマートフォンやタブレット型パソコンなどの情報発信・入手媒体が多様化し、誰もが、時間的・空間的な制約を受けることなく、利用することが可能となっています。

情報通信技術は、防災、医療、福祉、産業、教育など様々な分野で、市民福祉の向上や地域の活性化に活用され、その果たす役割が大きくなっており、市民が利用しやすいシステムの構築が求められています。

一方で、プライバシーの保護や情報セキュリティの確保、デジタルディバイド^{※1}への対応、さらには、インターネットへの過度の依存やソーシャルネットワークサービス^{※2}などの悪用による犯罪や人権侵害など多くの問題が存在しており、学校における情報教育など、その対策が必要となっています。

※1 デジタル・ディバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差

※2 ソーシャルネットワークサービス：インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、コミュニティの形成を支援するサービス

第3章 教育の目標

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、
射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり

今後も教育を取り巻く社会環境は大きく変化すると予想されます。それに対応するには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体を基盤とした「生きる力」を身に付けることが重要となります。

本市では、「生きる力」を「豊かな人間性と創造性を備え、たくましく生きることのできる力」として捉え、人が持つ可能性を最大限引き出し、将来にわたって射水市を担っていく人々を育てるとともに、国内・国外の様々な分野で活躍できる人づくりを基本理念に掲げて教育施策を展開していきます。

(2) 基本目標

本市教育の基本理念を踏まえ、4つの基本目標を掲げました。

将来を担う子どもたちをはじめ、市民誰もが笑顔にあふれ、夢と希望に満ち、いきいきと輝く「きららか射水」を創造します。

① 自他ともに認め合い、豊かな心を築く、きららか射水

社会を生きるためには、自分に自信を持つことが重要になります。自己肯定感を高めるなど、自他の敬愛と協力を大切にしながら、創造性や豊かな情操と道徳心を培います。

② 果敢にチャレンジし、生き抜く力を育む、きららか射水

夢や目標に向かって、粘り強く努力することは大切なことです。各分野に興味・関心を有する子どものすそ野を拡大し、その才能を見いだして、チャレンジ精神や創造性などを一層伸ばします。

③ ふるさとを愛し、健やかな心と体を育てる、きららか射水

ふるさとを愛することは、射水の絆づくりとコミュニティの育成に重要なことです。射水で育ったことに誇りを持ち、健康でたくましい心と体を養います。

④ 学校、家庭、地域が一体となって歩む、きららか射水

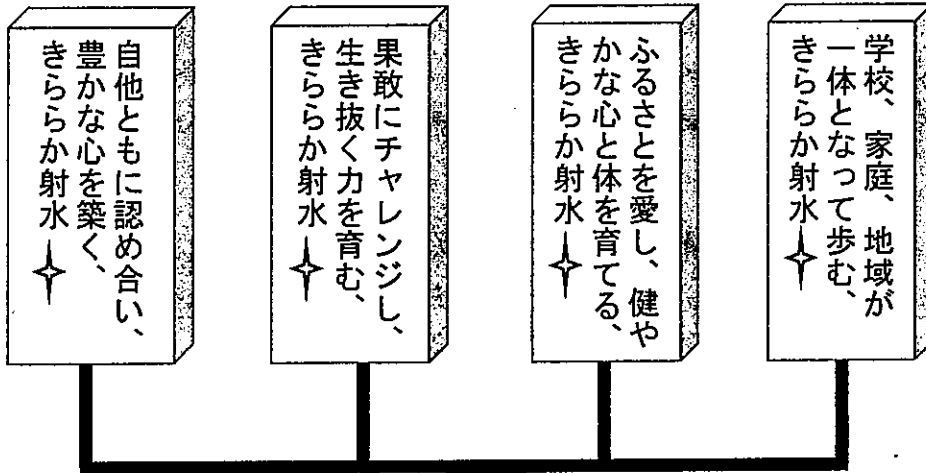
子どもは、家庭で育て、学校で鍛え、地域で磨くことによって成長すると言われるように、それぞれが役割を果たし、一体となって育てることが大切です。学校、家庭、地域並びに関係機関が協力・連携して、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える体制をつくりまします。

2 施策の体系

○基本理念

豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、
射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり

○基本目標



○基本的施策

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 確かな学力の定着 | (11) 地域における教育の充実 |
| (2) 心身ともに健やかな子どもの育成 | (12) 生涯学習推進体制の充実 |
| (3) 特別支援教育の充実 | (13) 生涯学習関連施設の充実 |
| (4) 郷土愛を育む教育の推進 | (14) 芸術文化活動の推進 |
| (5) 安全教育の推進 | (15) 芸術文化施設の充実 |
| (6) グローバル人材育成のための基盤づくり | (16) 文化財の保存と活用 |
| (7) 信頼される教育の推進 | (17) スポーツ・レクリエーション活動の推進 |
| (8) 幼児教育の充実 | (18) スポーツ・レクリエーション施設の整備 |
| (9) 学校施設の整備推進 | |
| (10) 家庭における教育の充実 | |

第4章 施策の展開

1 基本的施策

目標の実現に向け18項目の基本的施策を展開していきます。

(1) 確かな学力の定着

【現況と課題】

・平成26年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学校では国語、算数ともに平均正答率が全ての項目で県平均を下回り、国語B(活用)以外は全国平均も下回りました。中学校では、国語、数学とも平均正答率が全ての項目において全国平均を上回りましたが、県平均を下回る結果となりました。小学校においては、児童質問紙からも多くの児童が授業の内容が十分に理解できていないことが分かります。また、児童・生徒ともに家庭学習の時間が十分とは言えません。今後、地域・家庭と連携し、確かな学力を子どもたちに付けていくことが求められます。

・学力向上に資するため、全中学校にチーム・ティーチング(T・T)^{※3}指導員、全小学校に学習サポーターを配置し、個に応じたきめ細やかな指導に努めています。

・総合的な学習の時間を使って、各教科で身に付けた知識・技能を横断的、総合的に生かし、思考力・判断力・表現力を身に付ける指導に取り組んでいます。その中でよりよい体験活動や地域理解のために地域人材をゲストティーチャーとして多くの学校で活用しています。

・各学校では、「とやま型学力向上プログラム^{※4}」を推進する中で、形式的な「学び合い」や「体験」ではなく、子どもの実態に応じた話し合い活動や体験活動、さらに思考を深めたり、考えを整理したりするための書く活動を取り入れた学習について研修を行っています。今後は子どもに寄り添った学習になるよう、学習形態の工夫や教育課程の工夫についても取り組む必要があります。

平成26年度実施 全国学力・学習状況調査結果の平均正答率 (%)

| 小学校 | 区分 | 国語A | 国語B | 算数A | 算数B |
|-----|-----|------|------|------|------|
| | 射水市 | 71.7 | 56.6 | 77.3 | 57.1 |
| | 富山県 | 74.1 | 59.5 | 81.0 | 62.0 |
| | 全国 | 72.9 | 55.5 | 78.1 | 58.2 |
| 中学校 | 区分 | 国語A | 国語B | 数学A | 数学B |
| | 射水市 | 81.9 | 53.2 | 69.6 | 62.6 |
| | 富山県 | 82.3 | 55.1 | 71.1 | 63.6 |
| | 全国 | 79.4 | 51.0 | 67.4 | 59.8 |

A：主として知識に関する問題、B：主として活用に関する問題

※3 チーム・ティーチング(T・T)：複数の教員が協力して行う授業方式の一つ。

※4 とやま型学力向上プログラム：子ども同士の「学び合い」を通して人間関係づくりと学力向上を一体的に進めるとともに、「体験」を重視した取組を根底に置き、各学校及び市町村教育委員会が学校や児童生徒、地域の実態に応じ、主体的に推進する学力向上の取組

平成 26 年度実施 全国学力・学習状況調査結果から授業以外の月～金の学習時間 (%)

| 区 分 | | 3 時間 以上 | 2 時間以上 3 時間未満 | 1 時間以上 2 時間未満 | 30 分以上 1 時間未満 | 30 分未満 | 全 く し な い |
|-------------|-----|------------|------------------|------------------|------------------|--------|-----------------------|
| 小 学 校 | 射水市 | 4. 5 | 1 0. 0 | 4 0. 5 | 3 2. 9 | 1 0. 4 | 1. 7 |
| | 富山県 | 5. 3 | 1 1. 8 | 4 4. 6 | 2 9. 1 | 7. 3 | 1. 8 |
| | 全 国 | 1 1. 2 | 1 4. 6 | 3 6. 2 | 2 5. 2 | 9. 5 | 3. 2 |
| 中 学 校 | 射水市 | 5. 9 | 2 3. 9 | 4 0. 5 | 1 8. 7 | 7. 4 | 3. 6 |
| | 富山県 | 4. 6 | 1 9. 0 | 3 8. 4 | 2 2. 6 | 1 0. 6 | 4. 7 |
| | 全 国 | 1 0. 4 | 2 4. 7 | 3 2. 8 | 1 7. 3 | 9. 0 | 5. 7 |

【施策の方向】

- ・全国学力・学習状況調査や実力テスト等で児童・生徒の学習状況や実態をしっかり分析・把握し、実態に合った効果的な指導を行っていきます。
- ・学習サポーターやチームティーチング (T・T) 指導員を配置するなど、一人一人に寄り添ったきめ細かい学習指導・生活指導を行っていきます。
- ・各教科で身に付けた知識・技能を横断的・総合的に活用し、さらに思考力・判断力・表現力を身に付けていく学習活動の時間をより充実したものにしていいため、地域人材の活用を進めていきます。
- ・子どもたちの語彙を増やしたり心を豊かにしたりするために、子どもがより多く本に触れる機会を多くするための活動を司書教諭や学校図書館司書を中心に進めていきます。

【主な取組】

① 学力の向上

- ・射水市の児童生徒の学力向上を目的とし、その企画・運営・研究推進の中心となる組織として学力向上委員会を設置し、学力の向上を図ります。
- ・県教委からの「家庭学習のすすめ」や市内の全小学生が持っている「進んで学ぶ射水っ子 (家庭学習ノートカバー)」、学校独自の学びのリーフレット等を利用し、児童生徒や保護者に家庭学習の促進を図ります。
- ・補充的な学習体制の整備として、長期休業中及び土曜日授業の在り方について研究します。
- ・児童生徒による授業評価を行い、授業改善に生かしていきます。
- ・身に付けさせたい学習規律を明確にし、指導を徹底します。
- ・高等教育機関と連携し、学生の協力を得た補充的な学習を推進します。

② 小中学校の連携

- ・中学校区を単位として学力向上市町村プランの指定を行い、小中学校が連携して学力向上に取り組めます。

③ 学校図書館の充実

- ・児童生徒が図書に親しむ機会の充実を図るため、学校図書館蔵書の計画的な整備、充実に取り組みます。

参考指標

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目標 | |
|---------------------------------|---|--|--------|--------|
| | | | 平成31年度 | 平成36年度 |
| 「授業がよくわかる」児童生徒の率 | 各小中学校で児童生徒に実施するアンケートで「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率 | 小学校 93.3% 中学校 79.8% (平成26年度) | 100% | 100% |
| 家庭学習の1日当たり時間が「10分間×学年」以上の児童生徒の率 | 各小中学校で児童生徒に実施するアンケートで「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率 | 小学校 86.4% 中学校 57.5% (平成26年度) | 100% | 100% |
| 学校図書館の図書整備率 | 文部科学省が学校規模ごとに定めた、蔵書の目標数に対する達成割合 | 小学校 94.9% 中学校 92.8% (平成25年度) | 100% | 100% |
| 年間1人当たりの学校図書館での貸出冊数 | 児童生徒が1年間に学校図書館で借りた冊数 | 小学校 55.3冊 中学校 7.4冊 (平成25年度) | 増加 | 増加 |

(2) 心身ともに健やかな子どもの育成

【現況と課題】

- ・よりよい人間関係を構築していくために小学校では自己理解・他者理解に努め、「よいところ見つけ」「あったか言葉」などの活動に取り組んでいます。

中学校では、ソーシャルスキルトレーニング^{※5}を取り入れ、対人関係のスキル向上に取り組んでいます。また、より効果的な人間関係が築けるよう学級診断尺度調査(Q-U調査)^{※6}を実施し、児童理解に努めています。

- ・各小学校では「心身ともにたくましい子ども」の育成を目指し、「みんなでチャレンジ3015^{※7}」ノートを活用し、日々の体力づくりに取り組んでいます。

積極的に体を動かす子とそうでない子との両極端に分かれる傾向があり、どの子も思いっきり体を動かすことができる時間と場所を確保するなどして、学校全体で体力づくりに取り組むことのできるよう工夫する必要があります。

^{※5} ソーシャルスキルトレーニング：対人関係や集団行動を上手に営んでいくための技能を習得するための練習

^{※6} 学級診断尺度調査(Q-U調査)：学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、及び学級集団の状態を質問紙によって測定する調査

^{※7} みんなでチャレンジ3015：小学生が点数化された各種の運動にチャレンジし、立山登山になぞらえて設定された目標点(3015点)を目指す取組

・生活習慣病が、生活習慣や食生活の変化により、大人だけでなく子どもにも増加しています。子どもの頃からの規則正しい生活習慣や食習慣を身につけさせることが必要です。

・道徳教育推進教員が中心となって各学校の特色を生かした道徳教育が展開できるように指導計画を作成して日々の教育活動の中で取り組んでいます。

・子どもたちの健全育成やいじめ、問題行動防止について、家庭、地域、学校が連携を深め一体となって取り組むため「射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会」を設置します。

・各学校では、「いじめをなくす射水市民五か条」を各教室に掲示し、策定した「いじめ防止基本方針」に基づいて心身ともに健やかな子どもの育成に取り組んでいます。また、様々な取組を通して、児童生徒一人一人が自分は大切な存在であることを認識させるため、自己肯定感の醸成に努めています。

・各学校では、子どもたちが主体的に挨拶運動やいじめ撲滅キャンペーンなどに取り組んでいます。

・平成 25 年度のいじめ調査結果を見ると、前年度より小中合わせて 8 件増加しています。このため、今まで以上にいじめ防止やいじめの早期発見、早期対応できるようスクールソーシャルワーカー（SSW）^{※8}やスクールカウンセラー（SC）^{※9}等を含めたチームによる対応を進めていく必要があります。

・教員の子どもとの関わりを強めるような研修、いじめの早期発見、早期対応をするためのスキルについての研修をバックアップする必要があります。

・学校給食については、各学校の栄養職員、栄養教諭と調理業者とが連携して食の安全に取り組んでいます。

・学校給食における平成 25 年度地場産食材の利用率は、射水市産 17.8%、県内産 42.0%となっており、児童生徒の食育学習推進のためにも利用率向上に努める必要があります。

・給食の時間だけではなく、各教科、道徳や総合的な学習等学校教育活動全体を通じた食育指導を推進する必要があります。



* 「いのち」について学ぶ授業

※8 スクールソーシャルワーカー（SSW）：カウンセラーが相談者の心のケアを中心に行うのに対し、家庭環境や友人関係等の面から問題を分析し、家庭や行政、福祉関係施設などの外部機関と連携しながら解決につなげる活動を行う専門家

※9 スクールカウンセラー（SC）：いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言をするなどの心のケアを行うため、学校に配置される臨床心理に関する知識・経験を持つ専門家（臨床心理士等）

児童生徒の体力・運動能力について

(1) 小学校 射水市 H26 年度、富山県 H26 年度、全国 H25 年度

(男子) ※○…射水市の値が県平均を上回っているもの(全国は H25 年度のため参考値)

| 小学校 5年生 | 握力 (kg) | 上体 起こし (回) | 長座 体前屈 (cm) | 反復 横跳び (回) | 20m シャトル ラン (回) | 50m 走 (秒) | 立ち幅 跳び (cm) | ソフトボ ール投げ (m) | 総合 得点 (点) |
|------------|------------|------------------|-------------------|------------------|--------------------------|-----------------|-------------------|---------------------|-----------------|
| 射水市 | ○17.16 | 19.17 | 31.44 | 43.71 | ○56.50 | 9.48 | 152.82 | ○24.78 | 54.80 |
| 富山県 | 16.71 | 19.33 | 32.23 | 43.95 | 55.85 | 9.45 | 155.72 | 23.93 | 54.96 |
| 全 国 | 16.55 | 19.56 | 32.87 | 41.61 | 51.67 | 9.38 | 151.70 | 22.90 | 53.91 |

(女子)

| | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 射水市 | ○16.71 | ○18.32 | 35.79 | 41.05 | 43.42 | ○9.64 | 144.78 | 14.02 | 55.82 |
| 富山県 | 16.30 | 18.01 | 36.66 | 41.79 | 43.71 | 9.67 | 149.16 | 14.54 | 56.31 |
| 全 国 | 16.09 | 18.26 | 37.21 | 39.36 | 40.29 | 9.64 | 144.76 | 13.90 | 55.01 |

(2) 中学校 射水市 H26 年度、富山県 H26 年度、全国 H25 年度

(男子) ※○…射水市の値が県平均を上回っているもの(全国は H25 年度のため参考値)

| 中学校 2年生 | 握力 (kg) | 上体 起こし (回) | 長座 体前屈 (cm) | 反復横 跳び (回) | 持久走 (秒) | 20m. シャトル ラン (回) | 50m 走 (秒) | 立ち幅 跳び (cm) | ハンドボ ール投げ (m) | 総合 得点 (点) |
|------------|------------|------------------|-------------------|------------------|------------|---------------------------|-----------------|-------------------|---------------------|-----------------|
| 射水市 | ○29.41 | 26.19 | 43.00 | 49.34 | 409.25 | 84.69 | 8.24 | 192.34 | 20.97 | 40.86 |
| 富山県 | 29.30 | 26.89 | 43.02 | 51.54 | 398.14 | 87.38 | 8.10 | 198.16 | 21.31 | 42.25 |
| 全 国 | 29.00 | 27.45 | 42.92 | 51.31 | 392.89 | 85.29 | 8.03 | 193.43 | 20.86 | 41.74 |

(女子)

| | | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|-------|---------|-------|------|--------|--------|-------|
| 射水市 | ○23.52 | ○22.48 | ○45.28 | 44.57 | ○295.87 | 57.73 | 9.04 | 167.28 | ○12.82 | 47.92 |
| 富山県 | 23.36 | 22.02 | 45.09 | 45.24 | 295.94 | 58.99 | 8.94 | 168.59 | 12.65 | 48.08 |
| 全 国 | 23.70 | 23.07 | 45.23 | 45.63 | 290.64 | 57.77 | 8.87 | 166.53 | 12.88 | 48.66 |

(資料：文部科学省「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」)

いじめ問題行動等の件数

| 項 目 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 小 学 校 | 52 件 | 36 件 | 45 件 |
| 中 学 校 | 46 件 | 29 件 | 28 件 |
| 合 計 | 98 件 | 65 件 | 73 件 |

不登校件数の推移

| 項 目 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 小 学 校 | 22 件 | 28 件 | 32 件 |
| 中 学 校 | 54 件 | 54 件 | 89 件 |
| 合 計 | 76 件 | 82 件 | 121 件 |

暴力行為の発生件数の推移

| 項 目 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 小 学 校 | 4 件 | 4 件 | 7 件 |
| 中 学 校 | 29 件 | 9 件 | 7 件 |
| 合 計 | 33 件 | 13 件 | 14 件 |

(資料：文部科学省「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

【施策の方向】

- ・学級診断尺度調査（Q-U 調査）の効果的な活用についての研修を行い、多面的に児童・生徒を理解することや人間関係をベースとした学級運営を推進します。
- ・「みんなでチャレンジ 3015」等を生かした体力づくりを推進し、どの子どもたちも体を動かすことができる時間と場所を確保するなどして、学校全体で体力づくりに取り組むことのできる工夫をしていきます。
- ・教育活動全般における道徳教育推進のための全体計画を作成し、自らの生き方を見つめ、心豊かでたくましく生きる児童生徒を育てます。
- ・生活習慣病の早期発見のため、検診を実施し、医療機関の受診をすすめるとともに、生活習慣の見直し等について家庭と連携し取り組む必要があります。
- ・学校において総合的、計画的に食育を推進するため、栄養教諭等による、指導体制を充実させます。
- ・学校給食において、食物アレルギーの対応や異物混入等がないよう安全管理の徹底を図ります。

【主な取組】

① いじめ防止対策

- ・児童生徒理解のため、学級診断尺度調査（Q-U 調査）を積極的に利用し、また、その分析方法について、研修を実施します。
- ・射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会やいじめ防止フォーラム等を開催し、学校だけでなく家庭や地域とともにいじめや問題行動の防止や自己肯定感の醸成に取り組んでいきます。

② 人権教育の推進

- ・学校における子どもの権利についての学習機会の充実に努めます。（射水市子ども条例を扱った道徳教材の開発等）

③ 体力の向上

- ・地域のスポーツ人材を小学校や中学校の体育・保健体育の授業に派遣し、各学校が地域のスポーツ人材の活用を推進する体制の整備に努め、児童生徒の体力の向上を図ります。
- ・県が実施する「きときとチャレンジランキング^{※10}」と連携し、子どもたちの運動意欲の向上に努めます。

※10 きときとチャレンジランキング：子ども達の運動意欲の向上を図るため、小学校1年生から中学校3年生までを対象として、体力テスト等の運動記録をインターネットを使って手軽に県に登録し、学校や学級対抗で記録を競い合えるように考えられたランキング制度

④ 相談体制の充実

- ・児童生徒、保護者や教職員の悩み、不安等の心の問題を改善、解決するため相談員体制の充実を図ります。
- ・適応指導教室では、不登校児童生徒が抱えている心理的な問題等の軽減を図りながら、自立する力やよりよい人間関係づくりができるための支援を行います。また、基本的な生活習慣の定着を図り、学ぶ意欲を喚起することで、学校に復帰できるような効果的な運営を工夫します。

⑤ 生活習慣病の予防

- ・生活習慣病の早期発見のため、小学校4年生時「小児生活習慣病予防検診」を実施し、「要医療」と「経過観察」に該当した児童・保護者を対象に、食生活指導や専門医師による健康診断を行う「すこやか教室」を実施します。

⑥ 食育の推進

- ・児童生徒の「食」への関心と理解を深めるとともに、望ましい食習慣が身に付くよう、家庭や地域と協力、連携をしながら取り組んでいきます。

⑦ 学校給食の充実

- ・安全、安心でおいしい給食の提供のため、食材納入業者や調理業務委託業者への指導を行います。

参考指標

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目標 | |
|--------------------------|--|--|----------|----------|
| | | | 平成 31 年度 | 平成 36 年度 |
| 「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の率 | 全国学力・学習状況調査で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率 | 小学校 84.1% 中学校 75.1% (平成25年度) | 100% | 100% |
| 不登校児童生徒件数 | 年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由の者を除いた人数 | 小学校 32人 中学校 89人 (平成25年度) | 減少 | 減少 |
| 暴力行為の発生件数 | 学校内外で発生した児童生徒による暴力行為の件数 | 小学校 7件 中学校 7件 (平成25年度) | 減少 | 減少 |
| いじめの解消率 | いじめ認知件数に対し、当該年度にいじめが解消しているものの率 | 小学校 97.8% 中学校 96.4% (平成25年度) | 100% | 100% |

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目 標 | |
|---------------------|---|--|----------|----------|
| | | | 平成 31 年度 | 平成 36 年度 |
| すこやか教室参加率 | 小児生活習慣病予防検診で「要医療」「経過観察」に該当する児童のうち「すこやか教室」に参加した率 | 26% (平成 25 年度) | 増加 | 増加 |
| 朝ごはんを毎日食べてくる児童生徒の割合 | 朝ごはんを毎日食べてくる児童生徒の割合 | 小学校 99.3% 中学校 98.2% (平成 25 年度) | 100% | 100% |
| 地場産食材使用率 | 給食における射水市産食材及び富山県内産食材の使用料(金額ベース) | 射水市産 17.8% 富山県産 42.0% (平成 25 年度) | 増加 | 増加 |

(3) 特別支援教育の充実

【現況と課題】

- ・障がいのある児童生徒に対して適切な教育を行うため、特別支援教育を推進しています。
- ・小中学校の通常の学級において、学習障がいや発達障がい等の障がいがあり、特別な支援を要する児童生徒数が増加しています。
- ・障がいのある子どもや教育的支援が必要な子どもに対応したきめ細かな教育と子どもたちの成長に合わせた継続的な教育を推進する必要があります。

【施策の方向】

- ・障がいのある子どもがいきいきとして学校生活を送れる環境を整備します。
- ・学習サポーターの資質向上のための研修を実施するなど、児童生徒への適正な支援につなげます。
- ・特別支援学級担当教員に研修の機会を与えるなど資質向上を図り、学校全体で課題に取り組むことのできる体制をつくります。

【主な取組】

① 支援が必要な児童生徒への対応

- ・支援を要する児童生徒の見守り、支援のため学習サポーターを配置します。
- ・継続的な支援や教育ができるように統一した個人記録票を作成、管理し、指導に生かしていきます。
- ・特別支援教育に係る教職員研修の充実に取り組みます。
- ・通級指導教室の充実（開級）を県に要望していきます。

(4) 郷土愛を育む教育の推進

【現況と課題】

・副読本「わたしたちの射水」「ふるさと射水」等を通してのふるさと教育の推進の他、各小学校では、社会科、生活科、総合的な学習の時間を活用し、地域探検や地域人材を通してふるさと学習に取り組んでいます。

・「社会に学ぶ14歳の挑戦」^{※11}は、射水地区と新湊地区で分けて実施し、延べ286事業所で活動しています。

・各校地球温暖化防止や環境教育を目的として、市内の幼稚園や小・中学校で「緑のカーテン」の取組や節電・節水を行うエコ活動等を実施しています。

・新規採用教員を対象とした、射水市の歴史、文化産業等の理解を深めるための「市内地域巡り研修会」を開催し、地域の特色や産物、伝統行事等についての知識を習得しています。

【施策の方向】

・書物から学ぶ「ふるさと」だけでなく、見たり、聞いたり、体験したりして学ぶ「ふるさと」教育を推進します。

・「社会に学ぶ14歳の挑戦」では、職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組むことにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、たくましく生きる力を身に付けることを目指します。

・各学校の地域の特色や児童生徒の発達段階に応じて、各教科や総合的な学習の時間等で、地球温暖化防止や省エネルギーに関する問題など循環型社会に関する学習に取り組み、一層環境教育への理解を深めます。

【主な取組】

① ふるさと学習の充実

・地域の自然や人、歴史等を直接見たり体験したりできる「ふるさと」の教材化を進めます。

・「ふるさと」に詳しい地域人材の発掘を進めます。



*ふるさと学習（鴨川探検）

② 環境教育の推進

・環境教育の3つの視点（環境から学ぶ、環境について学ぶ、環境のために学ぶ）に立ち、各教科、道徳及び特別活動の目標や内容、総合的な学習の時間のねらいを検討し、環境教育に位置付けます。

・クリーンピア射水や埋立処分地等の見学を行ったり、「とやま環境チャレンジ10」^{※12}及び「いみず環境チャレンジ10」^{※12}に参加したりして子どもたちの環境に対する意識を高めます。

※11 「社会に学ぶ14歳の挑戦」：中学2年生が学校を離れ、地域の人々の指導・援助を受けながら、職場体験活動やボランティア活動等に取り組む事業

※12 とやま環境チャレンジ10、いみず環境チャレンジ10：小学校4年生(10歳)が地球温暖化問題を学び、10個の目標を決めて家族とともに家庭での対策を実践、自己評価するもの

(5) 安全教育の推進

【現況と課題】

・安全体制の整備として学校安全計画や危機管理マニュアルの点検及び改善を行い、教育活動全体における安全教育を組織的に行っています。

・子どもが安全に学校へ通学できるよう遠方からの通学者にはスクールバスや公共交通による通学を行っています。

・通学路危険箇所は各学校区内に複数存在することから関係機関と合同点検を行い、優先順番を決め、改善に努めています。また、地域安全マップを作成し配布したり掲示したりすることによって、児童生徒の安全・防犯意識を高めています。

・在校時及び登下校時の火災や地震、津波、風水害、不審者等に備えた訓練を通して状況に応じた緊急時の対処法を身に付けさせ、的確な判断と冷静で安全な行動ができるよう取り組んでいます。訓練実施後の反省を行い、改善を行っていますが、家庭や地域等による評価も取り入れ、安全管理や安全指導、教職員研修の改善に生かすことが重要となります。

【施策の方向】

・より効果的な防災訓練を推進するとともに児童生徒の危険回避能力を向上させるための安全教育を推進します。

・各学校における通学路危険場所の把握及び関係機関との通学路合同点検を継続実施し、安全のための環境づくりを推進します。

・学校や家庭、地域と連携した安全体制の整備を図ります。

【主な取組】

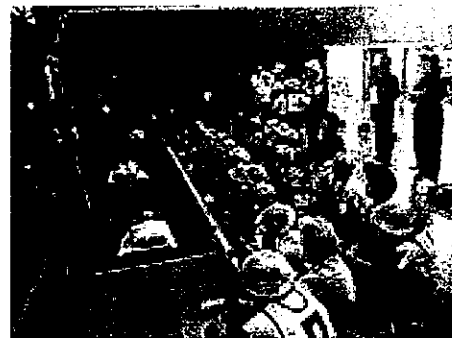
① 安全教育の推進

・防災に関する知識や適切な行動が身に付くよう、緊急地震速報受信システムや防災教育教材等を活用した安全教育を実施します。

・家庭や地域等による評価を取り入れ、安全管理や安全指導、教職員研修の改善に生かします。

② 通学路の安全

・通学路危険箇所の合同点検を道路管理者、警察、学校及び地域の方と実施します。



*防災訓練に参加

(6) グローバル人材育成のための基盤づくり

【現況と課題】

・全小中学校で英語に慣れ親しむために、外国語指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）による授業を実施しています。今後、英語力の向上のためには、外国語指導助手（ALT）と英語教諭が連携を密にし、より効果的な授業を実施していく必要があります。

・タブレット端末などの新たなICT^{※13}機器の活用が広がっていることから、新たなICT機器の導入及び活用について、学校現場での議論を深める必要があります。

【施策の方向】

・情報教育の推進と情報モラルの浸透を図り、情報化社会に対応するための基盤づくりを推進します。

・外国語指導助手（ALT）や外国語活動指導員の配置と効果的な活用を推進し、英語教育の充実を図ります。

【主な取組】

① ICT機器の活用

・タブレット端末など新たなICT機器の導入について検討するとともに教室内における無線LAN（Local Area Network）の設置について、調査研究します。

② 情報モラルの浸透

・子どもの情報モラルの浸透を図るため、教員に対する研修を行い情報モラル教育の知識を高めます。

③ 外国語教育の充実

・中学校外国語指導助手（ALT）を市内小学校へも派遣することで、児童生徒にネイティブな発音に触れる機会を確保するなど、より効果的な活用に努めます。

・小学校においては、外国語活動指導員と担任が連携を取りやすいように時間の確保に努めます。

・生きた英会話を体験するとともに国際理解を深めるため、英語だけのコミュニケーションで過ごす「イングリッシュキャンプ」を実施します。

④ ESD^{※14}（持続可能な開発のための教育）の推進

・ESDの考え方に沿った学習を推進します。



*外国語活動指導員による授業

※13 ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略であり、コンピュータやインターネットを利用した技術

※14 ESD：持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の略であり、環境、人権、開発など現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

日本ユネスコ国内委員会や関係省庁が協力し、ESDの推進に取り組んでいる。

(7) 信頼される教育の推進

【現況と課題】

・市内すべての小・中学校で教育目標の達成に関わり、年度の重点目標と具現化構想を「アクションプラン」として示しています。アクションプランは数値目標として具体的に設定され、その達成率を学校評価として具体的に示しています。

・市内すべての小・中学校で学校評議員制度を導入し、評議員から学校運営や地域との連携等について意見を聞き、特色ある学校づくりや教育課程の改善を図っています。

・信頼される学校を支えるには教員の資質向上が必須です。そのため、いじめを生まない学級・学校づくりに向けた学級運営や生徒指導に関わる研修会、並びに学力の向上を図るため、更に工夫された研修等を実施する必要があります。

【施策の方向】

・学校の教育活動の評価は、教員による評価のほか、保護者や地域住民による評価を取り入れ、PDCA（Plan:計画、Do:実践、Check:検証、Action:改善）サイクルの中で計画的に教育活動を改善します。

・教員の指導技術に応じ、経験年数別に身につけておく教師力に係る研修を実施します。

【主な取組】

① 情報の発信

・地域に公開する学校行事等の機会や学校だより等を通して、学校の教育活動を保護者や地域に積極的に情報発信します。

② 教員の資質向上

・2、3年次や4、5年次の教員に対する研修を実施するとともに、ミドルリーダーとなる中堅教員に対する研修を実施します。

・特別支援コーディネーターや道徳教育推進教員の育成のための研修を実施します。

・専門別の研修(道徳教育、特別支援)や学級診断尺度調査(Q-U調査)活用研修会等を多くの教員を対象に行い、教員の資質向上や参画意識を高めることに努めます。

・高い専門性と実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を実践している教員を「マイスター教員」として認定し、その優れた実践的指導力等広く市内の教員に伝授します。

参考指標

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目 標 | |
|------------|--------------------|----------------------------|--------|--------|
| | | | 平成31年度 | 平成36年度 |
| マイスター教員の任命 | 毎年マイスター教員に任命される教員数 | 小学校3名 中学校4名 (平成26年度) | 21名 | 30名 |

*毎年指導力に優れた教員をマイスター教員として任命する。(再任可)

(8) 幼児教育の充実

【現況と課題】

・生きる力の基礎を育成すること、豊かな心と健やかな身体を育成することを基本的なねらいとして、各園で実情に応じた教育課程を編成し、直接的・具体的な体験を通して、創意工夫のある保育指導に取り組んでいます。

・親の子育てに対する悩みや発達に偏りの見られる障がい支援について、早期発見、早期手立てに努め、関係機関と連携しながら、個に応じた適切な支援をしていく必要があります。

・幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が本格実施されます。

・認定こども園法の改正により、幼保一体化推進の方向性を踏まえ、保育の質の充実に向け公立幼稚園のあり方を検討する必要があります。

【施策の方向】

・子ども・子育て支援新制度の下に、幼児期の学校教育・保育、子育て支援を総合的に推進します。

・幼稚園、保育園等の幼児期から小学校の児童期への円滑な接続のため、学びのつながりを意識した指導方法や環境づくりを推進します。

【主な取組】

① 相互連携の推進

・幼稚園、保育園等及び小学校が、交流活動を指導計画に位置付けたり、職員の相互参観実施等で子どもの発達や対応に関する情報を共有したりすることで、教育内容等について相互の連携の充実を図ります。

② 教諭等の資質向上

・幼稚園教諭と保育士が参加しやすい研修会を開催し、幼児教育に関する様々な専門性を高めます。

③ 認定こども園の設置

・地域のニーズ等を踏まえ、幼保連携型認定こども園^{※15}の設置を推進します。



*集団の中で楽しく遊ぶ園児

※15 幼保連携型認定こども園：認可幼稚園と認可保育所とが連携して就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設

(9) 学校施設の整備推進

【現況と課題】

- ・小中学校施設の耐震補強を進め、耐震化率は、体育館等の非構造部材^{※16}の耐震対策も含め 26 年度末で 100%となります。
- ・築後 30 年を超える校舎については、老朽化が進み修繕箇所が増えていることから、校舎等の大規模改造工事が必要となっています。
- ・小学校の適正規模・配置について、今後の少子化による児童数の減少に伴う教育環境の変化が見込まれ、小規模校の教育環境が懸念されます。

【施策の方向】

- ・学校の老朽化校舎等施設の改修を計画的に実施するとともに、災害時の避難施設としての機能を高めていきます。
- ・少子化による児童数の減少に伴い、小規模校の学校のあり方について検討していきます。

【主な取組】

① 学校施設・設備の計画的な整備

- ・老朽化している学校施設の計画的な改修や長寿命化に向けた保全に取り組みます。また、障がいのある子に配慮した施設整備、並びに情報機器の整備など、安全でよりよい教育環境を整えます。

② 学校の適正配置

- ・少子化による地域の実情を踏まえながら、児童・生徒数の変化に伴う学校の通学区域や統廃合の検討をしていきます。

③ 環境にやさしい学校施設の整備

- ・学校の改修に合わせて省エネルギー機能及び新エネルギーを活用した施設設備を整備します。
- ・環境教育の一環ともなるグリーンカーテン事業を推進し、夏季期間中の暑さ軽減を図ります。



*校舎棟の改修工事

※16 非構造部材：柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具など

(10) 家庭における教育の充実

【現況と課題】

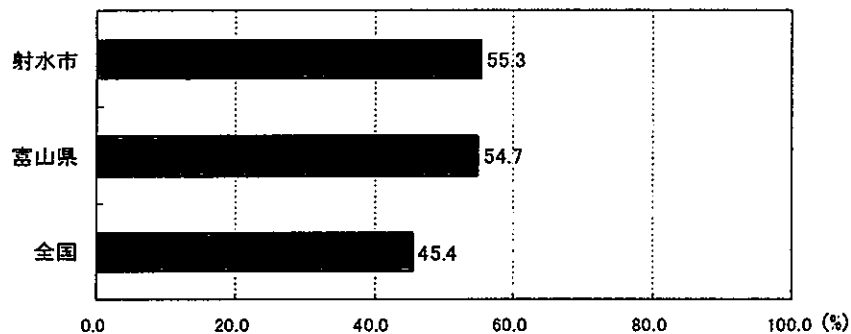
・核家族化、少子化傾向の強まり、高い共働き率、そして情報通信技術の目覚ましい発展など、子どもたちを取り巻く環境は大きく様変わりしており、子育てにとまどいと不安を感じている家庭が増えています。

このため、子どもたちに規則正しい生活習慣や社会規範を身につけさせることが難しくなっています。

・インターネットを介したソーシャルネットワークサービスの浸透などにより、人と人との直接的なふれあいが少なくなるなど、人間関係の希薄化が進行しています。

・核家族化や高い共働き率の影響から、親が子どもとじっくりと向き合う時間が少なくなってきており、朝食を欠食する子どもや孤食^{※17}など、食育に関する問題も顕在化しています。

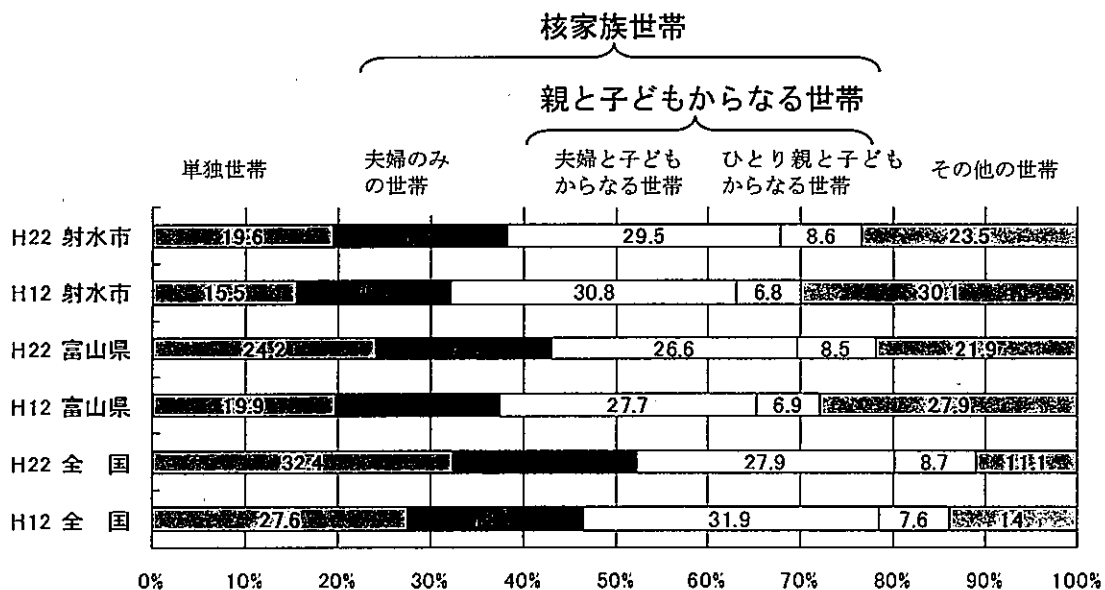
□共働き率〔資料：平成22年国勢調査〕



※共働き率…夫、妻ともに就業世帯数/夫婦のいる一般世帯数

射水市の「夫婦のいる一般世帯数」には、「労働力状態不詳」を含んでいる。

□一般世帯の家族類型割合〔資料：平成22年国勢調査〕



※17 孤食：食育上の問題として、家庭において1人で食事をとること。

【施策の方向】

・家庭は、規則正しい生活習慣や社会規範を身につけるための最も身近な教育の場であることから、家庭教育の重要性を啓発するとともに、インターネットの普及など、子どものライフスタイルの変化に対応し、健やかに子どもを育てるための活動を支援します。

・子どもの健全な成長には正しい食生活が必要不可欠なことから、望ましい食習慣や食品の安全性についての学習など、学校と家庭が連携した食育を推進します。



*子育て井戸端会議で意見交換

【主な取組】

① 家庭教育の支援拡充

- ・子育て井戸端会議、じいちゃんばあちゃんの孫育て談義、親を学び伝える学習プログラムなど家庭教育に関する学習機会や相談機会の充実を図ります。
- ・家庭教育アドバイザー^{※18}の支援・育成を図ります。
- ・PTA活動への支援の充実を図ります。

② 食育教育の推進

- ・学校栄養教諭等による家庭での食習慣の指導を推進します。
- ・食品の安全性に対する啓発チラシ等を作成し、家庭へ配布します。

参考指標

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目標 | |
|---------------------|--|-------------------|--------|--------|
| | | | 平成31年度 | 平成36年度 |
| 放課後子ども教室等参加率 | 放課後子ども教室及び土曜学習推進事業に参加する子どもの割合 | 18.0% (平成25年度) | 19.0% | 20.0% |
| 家庭教育に関する講座・学習会の参加者数 | 次の3事業の参加者数 ・子育て井戸端会議 ・家庭教育支援講座 ・家庭教育アドバイザースキルアップ研修会 | 971人 (平成25年度) | 1,050人 | 1,100人 |
| 親を学び伝える学習プログラムの参加率 | 小中学校の合計参加者率 | 34.5% (平成25年度) | 42.0% | 50.0% |

※18家庭教育アドバイザー：家庭教育に関わる相談やアドバイスを行うために、専門の養成講座を修了された方

(11) 地域における教育の充実

【現況と課題】

・子どもたちが同世代の友達や地域の大人とふれあう機会が減少し、社会規範の順守や地域社会とのつながりを学ぶことが出来なくなっています。

・各地域では子ども見守り隊や交通安全活動など、活発に活動している団体もありますが、地域住民全体がこれまで以上に地域の子どもたちを守り育てるという意識の醸成が必要です。

【施策の方向】

・地域振興会、地元企業、PTA、子どもの健全育成支援団体などの地域社会全体が教育機能としての役割を果たすとともに、地域全体で子どもを育てるという観点から、地域の自然や教育文化施設、郷土の伝統芸能等を活用した体験学習や交流を促進します。



*放課後子ども教室

【主な取組】

① 地域ネットワークの活用

- ・地域人材を活用した放課後子ども教室・土曜学習推進事業の推進を図ります。
- ・地域振興会のネットワークを活用するとともに、PTAや子どもの健全育成支援団体などの社会教育団体と行政が連携した体制の充実を図ります。
- ・地域の職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ14歳の挑戦」事業の推進を図ります。

② 青少年の健全育成の推進

- ・ボーイスカウトやガールスカウト等の青少年団体の支援・育成を図ります。
- ・地域振興会を中心とした健全育成活動の充実を図ります。
- ・少年育成センターを拠点とした非行防止活動及び有害環境浄化活動の推進を図ります。
- ・青少年の健全育成に関する市民の意識啓発の推進を図ります。

(12) 生涯学習推進体制の充実

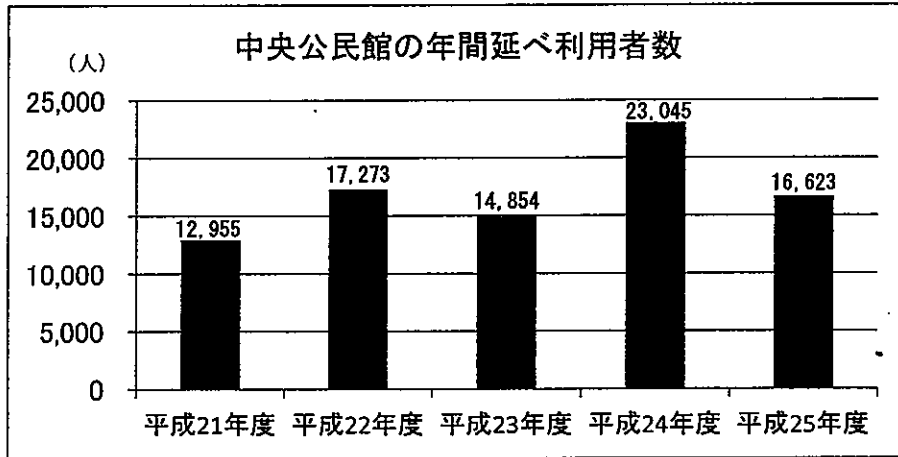
【現況と課題】

・教育委員会では、生涯学習活動事業を各地域振興会に委託しており、それに基づき創意工夫を凝らした学習活動が展開されています。

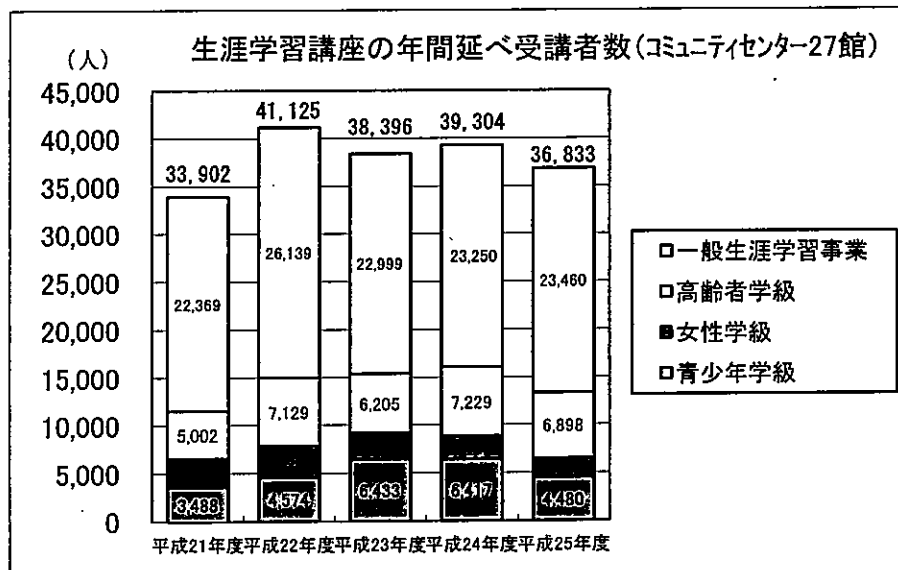
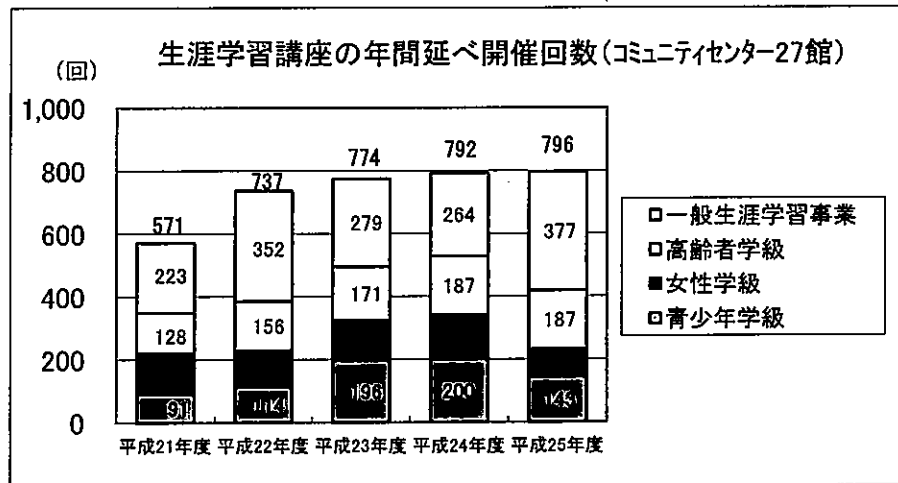
・近年、市民の学習ニーズが多様化・高度化しているとともに民間等による学習機会の提供が増加しています。そのため、各地域のコミュニティセンターでは多様なニーズに応えるために学習内容の工夫や生涯学習活動の開催回数などを増加させていますが、受講者数においては横ばいとなっています。

□中央公民館の利用状況

[資料：生涯学習・スポーツ課]



□事業・学級関係 (27地区コミュニティセンター※19のみ)



※19 コミュニティセンター：公民館における従来までの生涯学習施設としての機能だけでなく、地域づくり活動、地域住民の交流活動を行うための場として設置されている施設

【施策の方向】

・地域資源を生かした魅力ある学習機会の提供や学習成果の発表の場の提供等、若者だけでなく高齢者も生きがいを持って心豊かに過ごすことができる多彩で自主的な生涯学習活動の支援体制を推進します。

【主な取組】

① 地域の学習活動の促進

- ・地域の特色に応じた生涯学習の促進、活動支援の推進を図ります。
- ・多彩な学習ニーズに対応した学習機会の提供を図ります。
- ・社会教育団体や学習グループの支援・育成を図ります。
- ・教養・趣味活動への支援を図ります。
- ・生涯学習の普及・奨励等に関する広報活動の充実を図ります。

② 地域の学習を充実させる人材の育成

- ・生涯学習推進委員の研修機会の充実を図ります。
- ・指導者ボランティア等の確保や養成研修機会の拡充を図ります。
- ・地域人材の発掘・確保を図ります。

③ 地域間の交流の推進

- ・生涯学習推進協議会の充実強化を図ります。
- ・富山県公民館連合会との連携強化を図ります。
- ・生涯学習フェスティバル等、発表の場の提供を図ります。

④ 学習体制の連携推進

- ・市民協働の視点に立った生涯学習の推進を図ります。
- ・地域振興会や社会教育団体等との連携強化を図ります。
- ・コミュニティセンター、青少年・女性教育施設等で活動している団体・グループの横断的な連携の推進を図ります。
- ・学校・大学等の教育関係機関や企業との連携強化を図ります。



*生涯学習推進協議会研修会

(13) 生涯学習関連施設の充実

【現況と課題】

・主として各コミュニティセンター27館と中央公民館が活用されています。この他、小杉勤労青少年ホームや働く婦人の家なども活用されています。

・多様で高度な市民の学習ニーズに的確に対応するため、十分な学習情報の提供や主体的な学習活動を促進するとともに、学習を支える生涯学習関連施設の再編・多機能化を推進し、また、既存施設の有効活用などにより、利便性の向上を図る必要があります。

【施策の方向】

・地域の生涯学習の拠点施設であるコミュニティセンター等、生涯学習関連施設の充実を図ります。

【主な取組】

① コミュニティセンターの利用促進

- ・「生涯学習の場」、「地域づくりの場」、「市民交流の場」であるコミュニティセンターとして、より効果的・効率的な運営と利用の促進を図ります。
- ・施設が持つ情報、人材等の学習資源を相互に活用できる施設間のネットワークづくりの推進を図ります。

② 中央公民館の利用促進

- ・生涯学習の拠点施設として、より効果的・効率的な運営と利用の推進を図ります。

③ 青少年・女性教育施設の機能の充実

- ・利用者目線に立った施設運営の推進を図ります。
- ・社会情勢に即した施設整備を行います。

④ 図書館機能の充実

- ・地域の実情に即した施設整備を行います。
- ・市民ニーズに沿った情報提供機能の拡充を図ります。
- ・読書活動の推進や図書館ボランティアの支援・育成を図ります。



*ふるさと学習講座

参考指標

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目標 | |
|--------------------------------|-----------------------------------|---------------------|---------|---------|
| | | | 平成31年度 | 平成36年度 |
| 中央公民館の年間延べ利用者数 | 中央公民館の延べ利用者数 | 16,623人 (平成25年度) | 17,500人 | 18,300人 |
| 生涯学習講座の年間延べ受講者数(コミュニティセンター27館) | コミュニティセンター27館で実施した生涯学習事業の合計延べ利用者数 | 36,833人 (平成25年度) | 41,000人 | 43,000人 |
| 生涯学習講座の年間延べ開催回数(コミュニティセンター27館) | コミュニティセンター27館で実施した生涯学習事業の合計開催回数 | 796回 (平成25年度) | 830回 | 850回 |
| 市民1人当たりの図書貸出冊数(5館) | 1年間に市民1人当たりが借りた図書冊数 | 5.7冊 (平成25年度) | 6.0冊 | 6.3冊 |

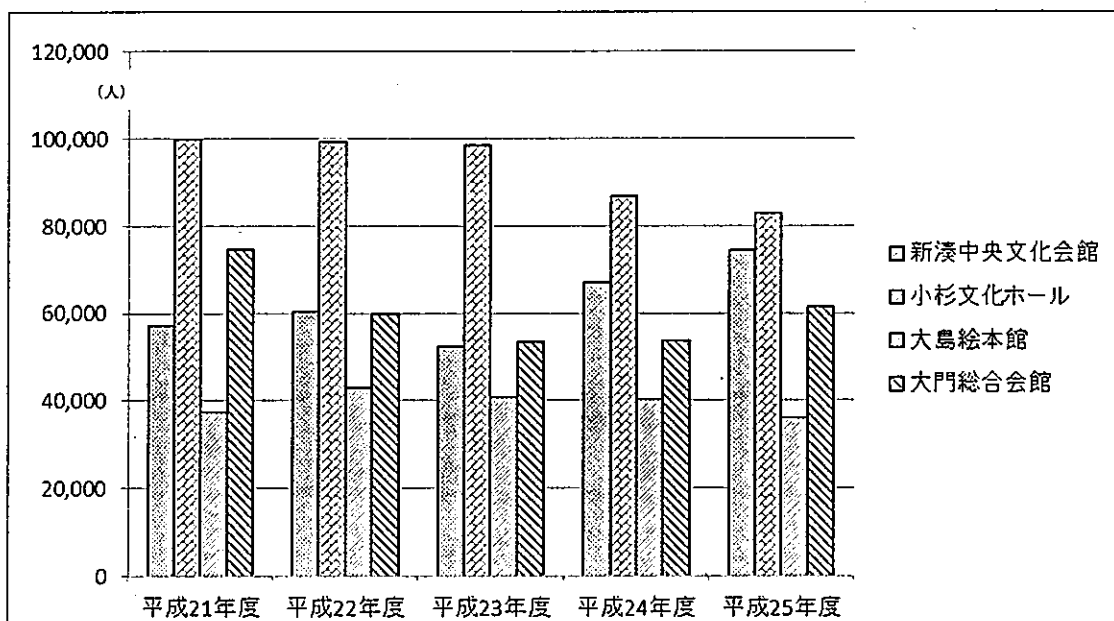
(14) 芸術文化活動の推進

【現況と課題】

・新湊博物館、新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大島絵本館、陶房「匠の里」、大門総合会館等の多くの芸術文化施設では、それぞれ特徴を生かした作品展示や創作活動が行われています。

・市民が自由に活発な芸術活動と優れた作品を鑑賞できる芸術文化活動を推進する必要があります。

□各種文化施設の利用状況



【施策の方向】

・音楽、絵画、演劇等の鑑賞や体験の機会の充実など、市民が主体となった芸術文化活動を推進するとともに、担い手となる指導者や芸術家の育成を図ります。

・地域の博物館として、地元にかかわりのある作家や地域に伝わる工芸品等の調査研究を進めながら、その作品収集に努め、鑑賞の機会の充実を図ります。



*新湊博物館での企画展作品解説

【主な取組】

① 鑑賞機会等の充実

- ・音楽、絵画、演劇等の鑑賞や体験機会の充実を図ります。
- ・地元にかかわりのある作家や地域に伝わる工芸品等の調査研究を進めるとともに作品収集を図ります。
- ・博物館では、小杉焼や人間国宝石黒宗磨作品、郷倉千鞆画伯をはじめとする本市ゆかりの作家等の調査研究と作品及び関係資料を収集するとともに、様々な機会を捉え工夫を凝らした公開を図ります。

② 環境づくり

- ・市民のニーズに沿った自主事業や施設の個性・特徴を生かした企画展の開催を推進します。

③ 指導者や芸術家の育成

- ・芸術文化活動の指導者や芸術家の育成・活用と活動の場の提供を図ります。
- ・芸術文化団体の育成、支援及び活性化を図ります。

参考指標

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目標 | |
|------------|-----------------|----------------------|----------|----------|
| | | | 平成31年度 | 平成36年度 |
| 主要文化施設入館者数 | 文化施設の年間 入館者数 | 285,051人 (平成25年度) | 305,000人 | 317,000人 |

(15) 芸術文化施設の充実

【現況と課題】

・新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大島絵本館、陶房「匠の里」、大門総合会館等の多くの芸術文化施設があり、利便性の向上に努める必要があります。

【施策の方向】

・既存施設の有効活用による所蔵品や資料の収集、常設展示の充実など、芸術文化施設の特徴を生かした計画的な整備・改修により地域のまちづくりや活性化を図ります。

【主な取組】

① 活動の推進

- ・既存施設の有効活用による所蔵品や資料の収集、常設展示の充実を図ります。
- ・県内外の芸術文化施設との連携強化、ネットワーク化による展示機能の充実を図ります。

② 施設の充実

- ・施設の計画的な整備・改修を図ります。



*射水市展

(16) 文化財の保存と活用

【現況と課題】

・本市には、豊かな歴史の中で育まれ、守り、受け継がれてきた多くの伝統行事や有形・無形の文化財があります。また、竹内源造記念館や小杉展示館等、市有の文化財建造物があります。

・既存施設の展示機能の強化や文化関係施設の利便性の向上等により、地域の歴史及び文化財の活用・普及・保存を推進する必要があります。

・市有の文化財建造物を情報発信や交流の場として活用し、地域活性化に取り組んでいく必要があります。

射水市の文化財指定状況

H26.4.1現在(件)

| 区 別 | 種 別 | 国指定 | 国登録 | 県 | 市 | 合 計 |
|-------------|---------------|-----------|------|----|-----|--------|
| 有形文化財 | 建造物 | | | | 7 | 7 |
| | 美術 工芸 品 | 絵 画 | | 2 | 4 | 6 |
| | | 彫 刻 | | 5 | 27 | 32 |
| | | 工芸品 | | 2 | 7 | 9 |
| | | 書跡・典籍・古文書 | | | 18 | 18 |
| | | 歴史資料 | 1 | | 1 | 1 |
| 民俗文化財 | 有形民俗文化財 | | | | 11 | 11 |
| | 無形民俗文化財 | 1 | | 4 | 5 | 10 |
| 記 念 物 | 史跡 | 2 | | 4 | 20 | 26 |
| | 名勝 | | | | 3 | 3 |
| | 天然記念物 | | | 5 | 5 | 10 |
| 登録有形 文化財 | 建造物 | | 5(1) | | | 5(1) |
| 合 計 | | 4 | 5(1) | 23 | 108 | 140(1) |

※ () は答申済で内数

【施策の方向】

・歴史的建造物、伝統行事、埋蔵文化財等の各種文化財の調査・研究、保存を図るとともに文化財の公開、市内外への情報発信などによる文化財の積極的な活用を推進します。

・市民の郷土への愛着と誇りを育む環境づくりを推進します。

・歴史的建造物等を生かしたまちづくり・地域の活性化を図ります。

・これまで蓄積した資料が次代に受け継がれるよう整理と保存を継続しながら、収集した資料の各種データが利用しやすいよう統一的な基準をもとにデジタル化と公開を前提に整備を図ります。

【主な取組】

① 文化財の保存

・各種文化財の調査・研究による上位の文化財指定を目指し、適切な保存継承を図ります。

② 地域の活性化

・竹内源造記念館や小杉展示館を核に情報発信や交流の場として活用し、歴史と文化が薫るまちづくり事業に取り組み、射水市の魅力を全国に発信し、地域の活性化を図ります。

③ 文化財の普及活用

・指定文化財をデジタル化や刊行物に記録し、次代に継承するとともに、新湊博物館が収蔵する石黒信由関係資料等の文化財の展示紹介を通じて、子どもから大人まで広く市民に文化財保護意識を高めます。

参考指標

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目 標 | |
|-------------------|--|--------------------|----------|----------|
| | | | 平成 31 年度 | 平成 36 年度 |
| 指定文化財及び登録有形文化財の件数 | 国・県・市のいずれかの指定に該当した文化財数と国の登録文化財として原簿登録した文化財数の合計 | 140件 (平成 25 年度) | 141件 | 142件 |



*竹内源造記念館：国登録有形文化財

(17) スポーツ・レクリエーション活動の推進

【現況と課題】

・本市における成人の週 1 回以上のスポーツ実施率(H24)は 31.1%と、県の 41.6%、国の 45.3%と比べて大きく下回っています。

・市体育協会を始めとしたスポーツ関係団体の連携を図り、スポーツ界が一体となった取組を推進する必要があります。

また、多様なスポーツ活動を気軽に楽しむ機会を提供している総合型地域スポーツクラブ^{※20}において、これまで以上に、スポーツ少年団等他のスポーツ団体や学校、地域等と連携した事業の展開が必要となっています。

・スポーツの主な活動場所として、合併前の 5 市町村で整備された主要体育館 6 施設や、市内小中学校のグラウンド・体育館等を利用して、多くの市民がスポーツに親しんでいます。

・野球、柔道、卓球、陸上、サッカー等の競技で、本市ゆかりのトップアスリートがプロスポーツやオリンピックを始めとする国際大会や国体、高校総体等で活躍しており、本市において高校総体や 2000 年とやま国体が開催された競技を中心に選手の強化育成が図られています。

^{※20} 総合型地域スポーツクラブ：住民が身近な地域でスポーツに親しむことができるスポーツクラブで、世代を超え、様々なスポーツにそれぞれの志向・レベルに合わせて参加ことができ、地域住民が主体となり運営している。

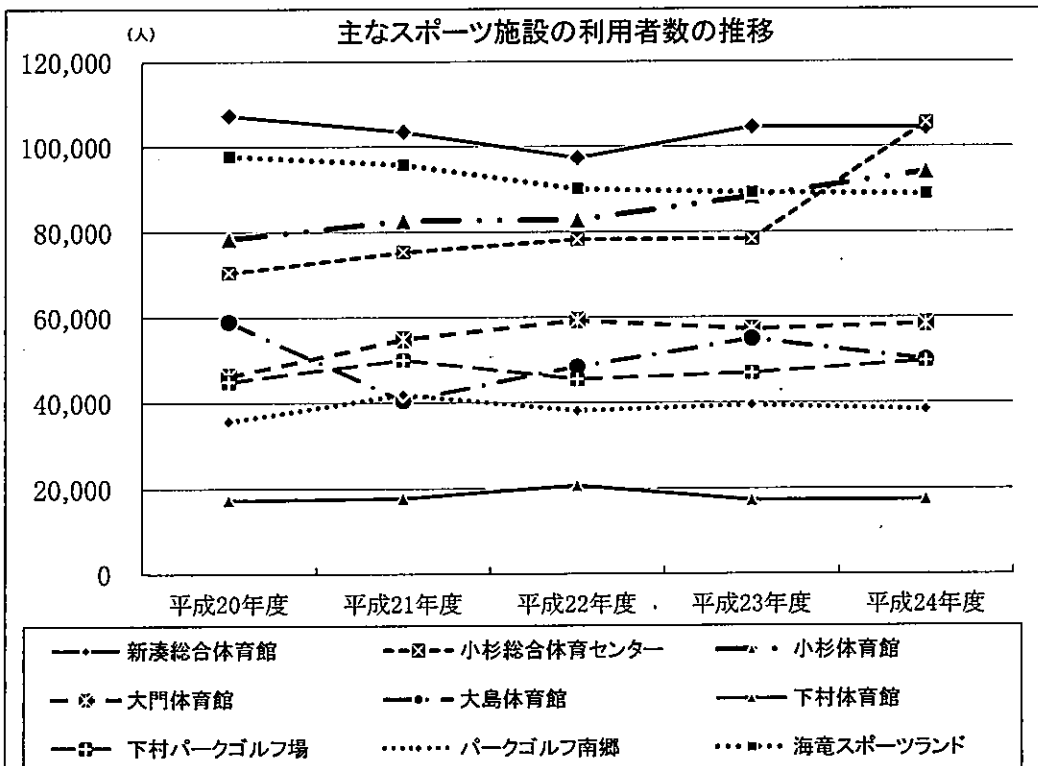
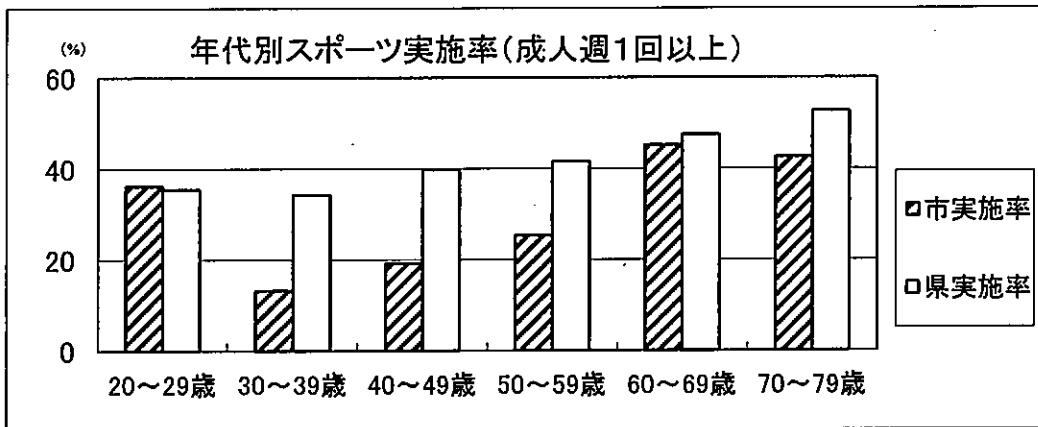
・近年、国民体育大会、高校総体並びに全中大会への出場者数や入賞者数が緩やかな減少傾向となっています。

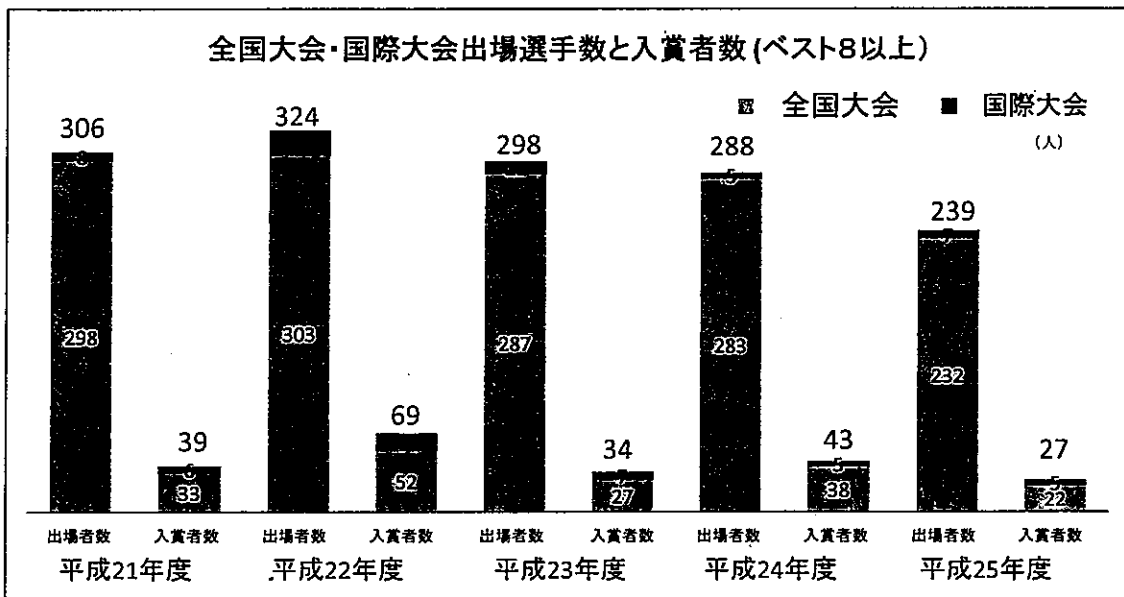
・これまで選手強化育成補助事業や全国大会出場者等への激励金交付等、強化策を実施してきましたが、今後、より一層の競技力の向上を図る必要があります。

・本市スポーツ指導者には、県の指導者養成講習会等への参加や市の救急救命講習の実施により指導者の資質向上に努めていますが、決して十分な状況になっていません。

・スポーツの指導は、小学生はスポーツ少年団、中学生は部活動での指導等、各年代において指導者が変わることから一貫した指導が難しい状況です。このことから、一貫した指導体制、指導者の資質向上と活用が必要となります。

・近年、マラソン大会等スポーツイベントや大会等が多く開催されていることから、その運営を支えるボランティアの養成や活用方法等、環境づくりに努める必要があります。





【施策の方向】

- ・スポーツに親しむことができる環境の整備と充実を図ります。
- ・全国や世界の檜舞台で活躍できる選手の育成と強化を図ります。
- ・スポーツを支える人材の育成と活用を図ります。

【主な取組】

① スポーツ参加の機会づくり

- ・総合型地域スポーツクラブを始め、住民、スポーツ関係団体、企業、大学、行政等が連携した特色あるスポーツ環境づくりを推進します。
- ・市民が主体的にスポーツ活動に親しむことができるよう、イベントやスポーツ教室等への参加の機会の充実を図ります。
- ・障がい者スポーツのすそ野の拡大に向け、関係団体と連携した機会の提供や「障がい者スポーツ指導員」の養成等、障がいのある人がスポーツに参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・スポーツを観戦することはスポーツ活動へのきっかけづくりとなることからスポーツ関係団体等と連携し、積極的な情報提供を図ります。

② トップアスリートの育成強化

- ・一貫した指導体制の充実や選手等のサポート体制の充実を図ります。
- ・全国の舞台で活躍できるよう、メディカル、フィジカル、メンタル、栄養管理等の支援の充実を図ります。
- ・トップアスリートとふれあえる大会の誘致・開催支援に取り組みます。

③ スポーツを支える人材育成

- ・地域スポーツの推進役として、質の高い指導者への育成と支援を図ります。
- ・スポーツイベントや総合型地域スポーツクラブの運営を支える人材の育成を図ります。

参考指標

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目標 | |
|----------------------------------|-------------------------------------|-------------------|----------|--------------------|
| | | | 平成 31 年度 | 平成 36 年度 |
| 総合型地域スポーツクラブ会 員加入率 | クラブ入会者数 ／射水市人口 | 4.5% (平成24年度) | 4.8% | 5% (平成 35 年度) |
| 成人のスポーツ実施率 | 週1回以上スポーツを 実施する成人の割合 | 31.1% (平成24年度) | 50% | 65% (平成 35 年度) |
| 全国大会等の出場選手率 (国体、全国障害者大会、高校総体) | 射水市選手数／富山県選手数 | 6.3% (平成24年度) | 8% | 9% (平成 35 年度) |
| スポーツ指導者数 | (公財)日本体育協会に 登録している公認スポー ツ指導者数 | 124人 (平成24年度) | 140人 | 150人 (平成 35 年度) |

(平成 24 年度)、(平成 35 年度) は射水市スポーツ推進計画の現況、目標値

(18) スポーツ・レクリエーション施設の整備

【現況と課題】

・合併前の 5 市町村で整備したスポーツ施設は、平成 6 年の高校総体や平成 12 年の 2000 年とやま国体に合わせて整備・改修され、現在のスポーツ活動の拠点となっており、年間を通じて多くの市民や競技関係者が、健康の維持増進並びに全国大会を始めとする各種大会を開催する等、幅広く活用しています。

・これらの施設は、耐震化の対応や経年劣化に伴う突発的な修繕が発生する等、計画的な修繕等の維持管理が困難な状況です。

【施策の方向】

・既存施設の有効活用及び地域の実情に即した施設整備、障がい者にも配慮した施設整備を推進します。

【主な取組】

① スポーツ施設の機能充実

- ・施設の安全な利活用のための整備を推進します。
- ・既存のスポーツ施設を中心とした機能強化を図ります。



*ヨット競技 (強化練習会)

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の実効性の確保

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、毎年、教育の事務の点検及び評価を行い、報告書を作成しています。これまでは、射水市総合計画に沿って教育分野の施策を点検・評価の対象としてきました。今後は、本計画の基本施策で掲げた主な事業等について、同法に基づく有識者の知見の活用を図りながら、その取組状況と、達成状況を点検・評価するものとします。

2 計画の周知と各種情報の収集・発信

計画に掲げた基本理念や基本目標などが教育関係者や保護者をはじめ市民に幅広く理解されるよう、概要版の作成、広報紙及びホームページなどを活用して、内容の周知を図ります。

また、各種施策・事業の実施に当たり、市民や関係機関・各種団体との協働による取組が必要であるため、教育に関する施策について、情報の収集・発信を図り、ニーズの把握・反映に努めます。

3 市長等関係部局との連携

近年の教育行政においては、福祉や環境、地域振興などの一般行政との密接な連携が一層必要となっていることから、本計画における施策を総合的に推進していくため、庁内における関係部局の緊密な連携を図ります。

また、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整し、教育政策の方向性を共有することで、より効果的で厚みのある施策展開を図るとともに、総合教育会議を活用した教育委員会の活性化に努めます。



*学校訪問で校長と意見交換



*教育現場（授業）の視察

射水市教育振興基本計画策定懇話会委員

| | | |
|----|------------------------|---------|
| 1 | 射水青年会議所理事長 | 越 後 嘉 一 |
| 2 | 射水市学校保健会会長(医師) | 木 田 和 典 |
| 3 | 射水市 PTA 連絡協議会副会長 (小学校) | 島 田 雅 康 |
| 4 | 射水市生涯学習推進協議会長 | 谷 岡 輝 男 |
| 5 | 射水市大門わかば幼稚園長 | 中 田 律 子 |
| 6 | 富山高等専門学校副校長 | 成 瀬 喜 則 |
| 7 | 射水市 PTA 連絡協議会会長 (中学校) | 松 本 吉 晴 |
| 8 | 射水市小学校長会副会長 | 宮 崎 玉 喜 |
| 9 | 射水市社会教育委員長 | 村 田 郁 雄 |
| 10 | 射水市中学校長会長 | 山 崎 一 佳 |

(五十音順)

射水市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

平成26年4月24日
教育委員会告示第1号

(目的及び設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する計画（以下「射水市教育振興基本計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討し、幅広く意見を反映させるため、射水市教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について検討する。

- (1) 射水市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他懇話会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、学校教育関係者、各種団体の代表等のうちから教育委員会が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、懇話会を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育委員会が招集する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、射水市教育振興基本計画の策定の日までとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、射水市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成26年4月24日 教育委員会告示第1号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年8月28日 教育委員会告示第4号）

この告示は、公表の日から施行する。

射水市教育振興基本計画策定の経過

| | |
|-----------------|---|
| 平成26年 | |
| 6月26日 | 第1回射水市教育振興基本計画策定懇話会 ・ 国、県の教育振興基本計画の概要説明 ・ 射水市総合計画の概要説明 ・ 射水市教育振興基本計画の体系について ・ 本市教育に関する現況と課題について |
| 8月26日 | 第2回射水市教育振興基本計画策定懇話会 ・ 教育振興基本計画に係る基本理念及び基本目標について ・ 射水市教育振興基本計画案について |
| 10月23日 | 第3回射水市教育振興基本計画策定懇話会 ・ 射水市教育振興基本計画素案について |
| 11月27日 | 教育委員会11月定例会へ素案報告 |
| 12月 | 市議会12月定例会へ素案報告 |
| 12月17日 | パブリックコメント |
| 平成27年 ～1月16日 | |
| 平成27年 | |
| 2月12日 | 第4回射水市教育振興基本計画策定懇話会 |
| 2月26日 | 教育委員会2月定例会で報告・決定 |
| 3月 | 3月市議会定例会で報告 |

いじめをなくす射水市民五か条

射水市民としての誇りを胸に
自分を常に正しく律しながら、
品格ある生き方を目指します。

- 一 自分を大切にします
ひとことも大切にします
- 一 正しいと思つたことは
勇気をもつて行動します
- 一 まちがいは素直に認め
すぐに正します
- 一 卑きような行いはしません
許しません
- 一 互いに助け合い
励まし合います

射水市
射水市議会

射水市教育振興基本計画

発行 平成27年2月

射水市教育委員会

〒933-0292 射水市加茂中部893

Tel 0766-59-8090

Fax 0766-59-8098

射水市教育振興基本計画概要版

豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、
射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり

平成27年2月

射水市教育委員会

計画の策定にあたって

国の教育振興基本計画の改定や富山県の計画策定を受け、本市総合計画の方向性を踏まえつつ、中長期的な視点から取り組むべき教育施策の全体像、体系を明らかにし、教育の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として「射水市教育振興基本計画」を策定しました。

計画期間は、概ね10年を見通しながら、平成27年度から31年度までの5年間としています。

教育の目標

□基本理念

豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、
射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり

今後も教育を取り巻く社会環境は大きく変化すると予想されます。それに対応するには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体を基盤とした「生きる力」を身に付けることが重要となります。

本市では、「生きる力」を「豊かな人間性と創造性を備え、たくましく生きることのできる力」として捉え、人が持つ可能性を最大限引き出し、将来にわたって射水市を担っていく人々を育てるとともに、国内・国外の様々な分野で活躍できる人づくりを基本理念に掲げて教育施策を展開していきます。

□4つの基本目標

将来を担う子どもたちをはじめ、市民誰もが笑顔にあふれ、夢と希望に満ち、いきいきと輝く「きららか射水」を創造します。

① 自他ともに認め合い、豊かな心を築く、きららか射水

社会を生きるためには、自分に自信を持つことが重要になります。自己肯定感を高めるなど、自他の敬愛と協力を大切にしながら、創造性や豊かな情操と道徳心を培います。

② 果敢にチャレンジし、生き抜く力を育む、きららか射水

夢や目標に向かって、粘り強く努力することは大切なことです。各分野に興味・関心を有する子どものすそ野を拡大し、その才能を見いだして、チャレンジ精神や創造性などを一層伸ばします。

③ ふるさとを愛し、健やかな心と体を育てる、きららか射水

ふるさとを愛することは、射水の絆づくりとコミュニティの育成に重要なことです。射水で育ったことに誇りを持ち、健康でたくましい心と体を養います。

④ 学校、家庭、地域が一体となって歩む、きららか射水

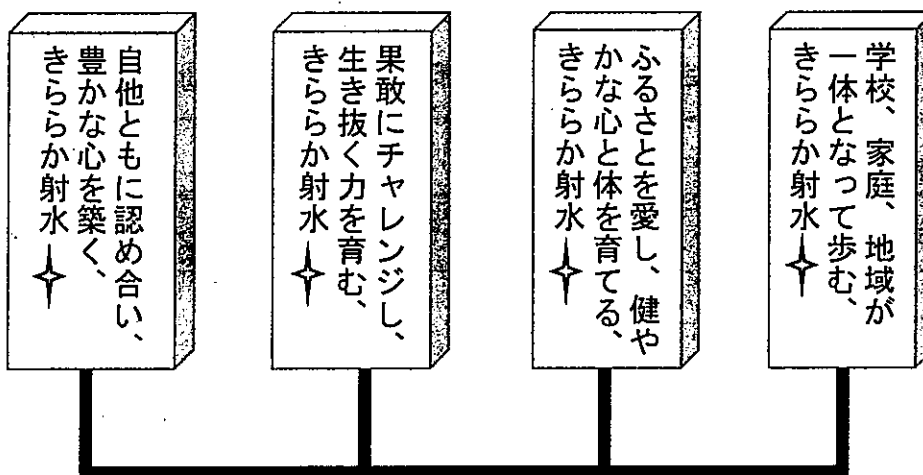
子どもは、家庭で育て、学校で鍛え、地域で磨くことによって成長すると言われるように、それぞれが役割を果たし、一体となって育てることが大切です。学校、家庭、地域並びに関係機関が協力・連携して、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える体制をつくります。

□施策の体系

○基本理念

豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、
射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり

○基本目標



○基本的施策

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 確かな学力の定着 | (11) 地域における教育の充実 |
| (2) 心身ともに健やかな子どもの育成 | (12) 生涯学習推進体制の充実 |
| (3) 特別支援教育の充実 | (13) 生涯学習関連施設の充実 |
| (4) 郷土愛を育む教育の推進 | (14) 芸術文化活動の推進 |
| (5) 安全教育の推進 | (15) 芸術文化施設の充実 |
| (6) グローバル人材育成のための基盤づくり | (16) 文化財の保存と活用 |
| (7) 信頼される教育の推進 | (17) スポーツ・レクリエーション活動の推進 |
| (8) 幼児教育の充実 | (18) スポーツ・レクリエーション施設の整備 |
| (9) 学校施設の整備推進 | |
| (10) 家庭における教育の充実 | |

施策の展開
(18 施策)

目標の実現に向けた方策を 18 項目の基本的施策にまとめ、展開していきます。

(1) 確かな学力の定着【主な取組】

- ・射水市の児童生徒の学力向上を目的とし、その企画・運営・研究推進の中心となる組織として学力向上委員会を設置し、学力の向上を図ります。
- ・補充的な学習体制の整備として、長期休業中及び土曜日授業の在り方について研究します。
- ・学力向上プランの指定を行い、小中学校が連携して学力向上に取り組みます。

〈参考指標〉

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目 標 | |
|------------------------------------|---|---------------------------------------|----------|----------|
| | | | 平成 31 年度 | 平成 36 年度 |
| 「授業がよくわかる」児童生徒の率 | 各小中学校で児童生徒に実施するアンケートで「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率 | 小学校 93.3% 中学校 79.8% (平成 26 年度) | 100% | 100% |
| 家庭学習の 1 日当たり時間が「10 分間×学年」以上の児童生徒の率 | 各小中学校で児童生徒に実施するアンケートで「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率 | 小学校 86.4% 中学校 57.5% (平成 26 年度) | 100% | 100% |
| 学校図書館の図書整備率 | 文部科学省が学校規模ごとに定めた、蔵書の目標数に対する達成割合 | 小学校 94.9% 中学校 92.8% (平成 25 年度) | 100% | 100% |
| 年間 1 人当たりの学校図書館での貸出冊数 | 児童生徒が 1 年間に学校図書館で借りた冊数 | 小学校 55.3 冊 中学校 7.4 冊 (平成 25 年度) | 増加 | 増加 |



*授業の様子

(2) 心身ともに健やかな子どもの育成【主な取組】

- ・児童生徒理解のため、学級診断尺度調査（Q-U調査）※1を積極的に活用します。
- ・射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会やいじめ防止フォーラム等を開催し、家庭や地域とともにいじめや問題行動の防止や自己肯定感の醸成に取り組めます。
- ・学校における子どもの権利についての学習機会の充実に努めます。（射水市子ども条例を扱った道徳教材の開発等）
- ・地域のスポーツ人材を小・中学校の体育・保健体育の授業に派遣し、児童生徒の体力の向上を図ります。
- ・児童生徒、保護者や教職員の悩み、不安等の心の問題を改善、解決するため相談員体制の充実に努めます。
- ・児童生徒の「食」への関心と理解を深め、望ましい食習慣が身に付くよう、家庭や地域と連携をしながら取り組めます。

※1 学級診断尺度調査（Q-U調査）：学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、及び学級集団の状態を質問紙によって測定する調査

〈参考指標〉

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目 標 | |
|--------------------------|---|--|----------|----------|
| | | | 平成 31 年度 | 平成 36 年度 |
| 「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の率 | 全国学力・学習状況調査で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率 | 小学校 84.1% 中学校 75.1% (平成 25 年度) | 100% | 100% |
| 不登校児童生徒件数 | 年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由の者を除いた人数 | 小学校 32人 中学校 89人 (平成 25 年度) | 減少 | 減少 |
| 暴力行為の発生件数 | 学校内外で発生した児童生徒による暴力行為の件数 | 小学校 7件 中学校 7件 (平成 25 年度) | 減少 | 減少 |
| いじめの解消率 | いじめ認知件数に対し、当該年度にいじめが解消しているものの率 | 小学校 97.8% 中学校 96.4% (平成 25 年度) | 100% | 100% |
| すこやか教室参加率 | 小児生活習慣病予防検診で「要医療」「経過観察」に該当する児童のうち「すこやか教室」に参加した率 | 26% (平成 25 年度) | 増加 | 増加 |
| 朝ごはんを毎日食べてくる児童生徒の割合 | 朝ごはんを毎日食べてくる児童生徒の割合 | 小学校 99.3% 中学校 98.2% (平成 25 年度) | 100% | 100% |
| 地場産食材使用率 | 給食における射水市産食材及び富山県内産食材の使用料（金額ベース） | 射水市産 17.8% 富山県産 42.0% (平成 25 年度) | 増加 | 増加 |

(3) 特別支援教育の充実【主な取組】

- ・ 支援を要する児童生徒の見守り、支援のため学習サポーターを配置します。
- ・ 特別支援教育に係る教職員研修の充実に取り組みます。

(4) 郷土愛を育む教育の推進【主な取組】

- ・ 地域の自然や人、歴史等を直接見たり体験したりできる「ふるさと」の教材化を進めます。
- ・ 環境教育の3つの視点（環境から学ぶ、環境について学ぶ、環境のために学ぶ）に立ち、各教科等の目標や内容を検討し、環境教育に位置付けます。



*ふるさと学習（鴨川探検）

(5) 安全教育の推進【主な取組】

- ・ 防災に関する知識や適切な行動が身に付くよう、緊急地震速報受信システムや防災教育教材等を活用した安全教育を実施します。
- ・ 通学路危険箇所の合同点検を道路管理者、警察、学校及び地域の方と実施します。



*防災訓練に参加

(6) グローバル人材育成のための基盤づくり【主な取組】

- ・ タブレット端末など新たなICT^{※2}機器の導入について検討するとともに教室内における無線LAN(Local Area Network)の設置について、調査研究します。
- ・ 生きた英会話を体験するとともに国際理解を深めるため「イングリッシュキャンプ」を実施します。



*外国語活動指導員による授業

※2 ICT：情報通信技術(Information and Communication Technology)の略であり、コンピュータやインターネットを利用した技術

(7) 信頼される教育の推進【主な取組】

- ・学校行事等の機会や学校だより等を通して、教育活動を保護者や地域に積極的に情報発信します。
- ・高い専門性と実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を実践している教員を「マイスター教員」として認定し、その優れた実践的指導力等を伝授します。

〈参考指標〉

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目 標 | |
|------------|--------------------|----------------------------------|----------|----------|
| | | | 平成 31 年度 | 平成 36 年度 |
| マイスター教員の任命 | 毎年マイスター教員に任命される教員数 | 小学校 3 名 中学校 4 名 (平成 26 年度) | 21 名 | 30 名 |

* 毎年指導力に優れた教員をマイスター教員として任命するが、再任も可

(8) 幼児教育の充実【主な取組】

- ・幼稚園、保育園等及び小学校が、交流活動を指導計画に位置付けたり、子どもの発達や対応に関する情報を共有したりすることなど、教育内容等について相互の連携を充実します。
- ・地域のニーズ等を踏まえ、幼保連携型認定こども園^{※3}の設置を推進します。



* 集団の中で楽しく遊ぶ園児

※3 幼保連携型認定こども園：認可幼稚園と認可保育所とが連携して就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設

(9) 学校施設の整備推進【主な取組】

- ・老朽化している学校施設の計画的な改修や長寿命化に向けた保全に取り組みます。
- ・少子化による地域の実情を踏まえながら、児童・生徒数の変化に伴う学校の通学区域や統廃合の検討をしていきます。

(10) 家庭における教育の充実【主な取組】

- ・子育て井戸端会議、じいちゃんばあちゃんの孫育て談義、親を学び伝える学習プログラムなど家庭教育に関する学習機会や相談機会の充実を図ります。

〈参考指標〉

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目 標 | |
|---------------------|--|-------------------|----------|----------|
| | | | 平成 31 年度 | 平成 36 年度 |
| 放課後子ども教室等参加率 | 放課後子ども教室及び土曜学習推進事業に参加する子どもの割合 | 18.0% (平成25年度) | 19.0% | 20.0% |
| 家庭教育に関する講座・学習会の参加者数 | 次の3事業の参加者数 ・子育て井戸端会議 ・家庭教育支援講座 ・家庭教育アドバイザー※4 スキルアップ研修会 | 971人 (平成25年度) | 1,050人 | 1,100人 |
| 親を学び伝える学習プログラムの参加率 | 小中学校の合計参加者率 | 34.5% (平成25年度) | 42.0% | 50.0% |

※4 家庭教育アドバイザー：家庭教育に関わる相談やアドバイスを行うために、専門の養成講座を修了された方

(11) 地域における教育の充実【主な取組】

- ・地域人材を活用した放課後子ども教室・土曜学習推進事業の推進を図ります。
- ・地域振興会のネットワークの活用、及びPTAや子どもの健全育成支援団体などの社会教育団体と行政が連携した体制の充実を図ります。
- ・ボーイスカウトやガールスカウト等の青少年団体の支援・育成を図ります。
- ・少年育成センターを拠点とした非行防止活動及び有害環境浄化活動の推進を図ります。
- ・青少年の健全育成に関する市民の意識啓発の推進を図ります。

(12) 生涯学習推進体制の充実【主な取組】

- ・地域の特色に応じた生涯学習の促進、活動支援の推進を図ります。
- ・生涯学習の普及・奨励等に関する広報活動の充実を図ります。
- ・生涯学習推進委員の研修機会の充実を図ります。
- ・生涯学習フェスティバル等、発表の場の提供を図ります。
- ・学校・大学等の教育関係機関や企業との連携強化を図ります。



*放課後子ども教室

(13) 生涯学習関連施設の充実【主な取組】

- ・「生涯学習の場」、「地域づくりの場」、「市民交流の場」であるコミュニティセンターとして、より効果的・効率的な運営と利用の促進を図ります。
- ・生涯学習の拠点施設として、中央公民館のより効果的・効率的な運営と利用の促進を図ります。

〈参考指標〉

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目 標 | |
|----------------------------------|-------------------------------------|------------------------|----------|----------|
| | | | 平成 31 年度 | 平成 36 年度 |
| 中央公民館の年間延べ利用者数 | 中央公民館の延べ利用者数 | 16,623 人 (平成 25 年度) | 17,500 人 | 18,300 人 |
| 生涯学習講座の年間延べ受講者数(コミュニティセンター 27 館) | コミュニティセンター 27 館で実施した生涯学習事業の合計延べ利用者数 | 36,833 人 (平成 25 年度) | 41,000 人 | 43,000 人 |
| 生涯学習講座の年間延べ開催回数(コミュニティセンター 27 館) | コミュニティセンター 27 館で実施した生涯学習事業の合計開催回数 | 796 回 (平成 25 年度) | 830 回 | 850 回 |
| 市民 1 人当たりの図書貸出冊数 (5 館) | 1 年間に市民 1 人当たりが借りた図書冊数 | 5.7 冊 (平成 25 年度) | 6.0 冊 | 6.3 冊 |

(14) 芸術文化活動の推進【主な取組】

- ・音楽、絵画、演劇等の鑑賞や体験機会の充実を図ります。
- ・小杉焼や人間国宝石黒宗磨作品、郷倉千鞆画伯をはじめとする本市ゆかりの作家等の調査研究と作品及び関係資料を収集し、様々な機会を捉え工夫を凝らした公開を図ります。
- ・市民ニーズに沿った自主事業や施設の個性・特徴を生かした企画展を開催します。
- ・芸術文化活動の指導者や芸術文化団体の育成、支援及び活性化を図ります。

〈参考指標〉

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目 標 | |
|------------|-------------|-------------------------|-----------|-----------|
| | | | 平成 31 年度 | 平成 36 年度 |
| 主要文化施設入館者数 | 文化施設の年間入館者数 | 285,051 人 (平成 25 年度) | 305,000 人 | 317,000 人 |

(15) 芸術文化施設の充実【主な取組】

- ・既存施設の有効活用による所蔵品や資料の収集、常設展示の充実を図ります。
- ・県内外の芸術文化施設との連携強化、ネットワーク化による展示機能の充実を図ります。
- ・施設の計画的な整備・改修を図ります。

(16) 文化財の保存と活用【主な取組】

- ・各種文化財の調査・研究による上位の文化財指定を目指し、適切な保存継承を図ります。
- ・竹内源造記念館や小杉展示館を核に情報発信や交流の場として活用し、歴史と文化が薫るまちづくり事業に取り組み、魅力を全国に発信します。
- ・指定文化財をデジタル化や刊行物に記録し、次代に継承するとともに、新湊博物館が収蔵する石黒信由関係資料等の文化財の展示紹介を通じて、子どもから大人まで広く市民に文化財保護意識を高めます。

〈参考指標〉

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目 標 | |
|-------------------|--|------------------|----------|----------|
| | | | 平成 31 年度 | 平成 36 年度 |
| 指定文化財及び登録有形文化財の件数 | 国・県・市のいずれかの指定に該当した文化財数と国の登録文化財として原簿登録した文化財数の合計 | 140件 (平成25年度) | 141件 | 142件 |

(17) スポーツ・レクリエーション活動の推進【主な取組】

- ・総合型地域スポーツクラブ^{※5}を始め、住民、スポーツ関係団体、企業、大学、行政等が連携した特色あるスポーツ環境づくりを推進します。
- ・トップアスリートとふれあえる大会の誘致・開催支援に取り組みます。
- ・地域スポーツの推進役として、質の高い指導者への育成と支援を図ります。

※5 総合型地域スポーツクラブ:住民が身近な地域でスポーツに親しむことができるスポーツクラブで、世代を超え、様々なスポーツにそれぞれの志向・レベルに合わせて参加することができ、地域住民が主体となり運営している。

〈参考指標〉

| 指標名 | 説明 | 現況 (基準年度) | 目 標 | |
|----------------------------------|-------------------------------------|-------------------|----------|------------------|
| | | | 平成 31 年度 | 平成 36 年度 |
| 総合型地域スポーツクラブ 会員加入率 | クラブ入会者数 ／射水市人口 | 4.5% (平成24年度) | 4.8% | 5% (平成35年度) |
| 成人のスポーツ実施率 | 週1回以上スポーツを 実施する成人の割合 | 31.1% (平成24年度) | 50% | 65% (平成35年度) |
| 全国大会等の出場選手率 (国体、全国障害者大会、高校総体) | 射水市選手数/富山県選手数 | 6.3% (平成24年度) | 8% | 9% (平成35年度) |
| スポーツ指導者数 | (公財)日本体育協会に 登録している公認スポ ーツ指導者数 | 124人 (平成24年度) | 140人 | 150人 (平成35年度) |

(平成24年度)、(平成35年度)は射水市スポーツ推進計画の現況、目標値

(18) スポーツ・レクリエーション施設の整備【主な取組】

- ・施設の安全な利活用のための整備を推進します。

計画の推進 に向けて

1 計画の実効性の確保

本計画の基本施策で掲げた主な事業等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく有識者の知見の活用を図りながら、その取組状況と達成状況を点検・評価し報告書を策定します。

2 計画の周知と各種情報の収集・発信

計画に掲げた基本理念や基本目標などが教育関係者や保護者をはじめ市民に幅広く理解されるよう、概要版の作成、広報紙及びホームページなどを活用して、内容の周知を図ります。

また、各種施策・事業の実施に当たり、市民や関係機関・各種団体との協働による取組が必要であるため、教育に関する施策について、情報の収集・発信を図り、ニーズの把握・反映に努めます。

3 市長等関係部局との連携

近年の教育行政においては、福祉や環境、地域振興などの一般行政との密接な連携が一層必要となっていることから、本計画における施策を総合的に推進していくため、庁内における関係部局の緊密な連携を図ります。

また、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整し、教育政策の方向性を共有することで、より効果的で厚みのある施策展開を図るとともに、総合教育会議を活用した教育委員会の活性化に努めます。



*学校訪問で校長と意見交換



*教育現場（授業）の視察

いじめをなくす射水市民五か条

射水市民としての誇りを胸に
自分を常に正しく律しながら、
品格ある生き方を目指します。

- 一 自分を大切にします
ひとも大切にします
- 一 正しいと思ったことは
勇気をもって行動します
- 一 まちがいは素直に認め
すぐに正します
- 一 卑きような行いはしません
許しません
- 一 互いに助け合い
励まし合います

射水市
射水市議会

射水市教育振興基本計画

発行 平成27年2月

射水市教育委員会

〒933-0292 射水市加茂中部893

Tel 0766-59-8090

Fax 0766-59-8098